

参議院農林水産委員会會議録第十四号

(二〇一)

昭和四十九年四月二日(火曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

三月三十日

高橋雄之助君

補欠選任
渡辺一太郎君

四月一日

渡辺一太郎君

補欠選任
高橋雄之助君

小笠原貞子君

塚田 大願君

四月二日

鈴木 一弘君

補欠選任
沢田 実君

塩出 啓典君

中尾 辰義君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

初村瀧一郎君

委員

梶本 又三君

高橋雄之助君

足鹿 覺君

鶴園 哲夫君

河口 陽一君

佐藤 隆君

田口長治郎君

棚辺 四郎君

温水 三郎君

平泉 涉君

堀本 宜実君

神沢 淨君

工藤 良平君

中尾 辰義君

塚田 大願君

國務大臣

政府委員

農林大臣 倉石 忠雄君

農林政務次官 山本茂一郎君

農林省構造改善局長 大山 一生君

農林省畜産局長 杉田 栄司君

農林省林政局長 澤邊 守君

建設省河川局長 福田 省一君

林野庁林政部長 平松甲子雄君

建設省河川局長 松村 賢吉君

事務局側 竹中 護君

常任委員会専門員 杉岡 浩君

内閣総理大臣官房参事官 青木 良文君

経済企画庁総合開発局離島振興課長 澤田 徹君

文部省社会教育局長 木戸 脩君

厚生省医務局長 岩佐キクイ君

厚生省児童家庭局長 降旗 正安君

林野庁林政部管理課長 平井 義徳君

水産庁漁政部長 矢野 照重君

水産庁漁港部長 栗田 幸雄君

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)
○農用地開発公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(離島の漁港整備計画に関する件)

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についておはかりいたします。委員の異動によりまして理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に高橋雄之助君を指名いたします。

○委員長(初村瀧一郎君) 森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○塚田大願君 政府は、今度の法改正で、森林の健全な維持、育成をはかること、こういう趣旨でございしますが、これは確かにいま大資本あるいは大企業によりまして森林の乱開発を規制するという意味におきまして、私は一定の歯どめの役割りを果たすだろうと思うわけであります。しかし問題は、この法の精神というものが、ほんとうに生かされていくかどうかということが、やはり非常に重要な問題じゃないかと考えるわけです。

そこで、私はまず最初にお聞きしたいんですが、わが国では、全森林面積の約三〇%を国有林が占めておる、こういう状態の中で、国有林がどのように管理運営されておるかという問題、これ

について農林省としては、どのような方針を持っておられるか。また、国有林におけるこの乱開発、あるいはこの乱伐というようなことがないのかどうか、この点をまずお聞きしたいと思っております。

○政府委員(福田省一君) 国有林におきまして森林の取り扱い、森林施業と申しておりますが、これにつきましては、基本的には、国土の保全、水源の涵養などの森林の持つております公益的な機能と木材生産機能、これを総合的に高度に発揮するということを基本の方針といたしております。

昭和四十八年度から実施しておりますが、具体的には国土の保全、それから自然環境の保全など公益的な機能の発揮が特に必要な林分、それから學術研究上貴重な森林などにつきましては、その実態に応じまして禁伐あるいは面伐をしておるのでございまして、その他の林分につきましては皆伐を行なう場合でございまして、一つの伐採個所をつとめて分散することとしまして、一つの伐採個所の面積は保安林等におきましては、おおむね五ヘクタール以内、その他の森林にあっては、おおむね二十ヘクタール以内というふうなぐあいになっておまして、特にそういう保全、あるいは水源の涵養、環境保全に留意して実施いたしておりますところでございまして。

○塚田大願君 いまのお答えを聞きますと、まあ国有林というのは非常に模範的にやっておられるという感じがするわけです。いわば優等生の答案みたいなお返事ですけども、どうもしかし、実態はたしてそうなのかどうか。たとえば林野庁は、近新聞など幾つか見ましても、たとえば林野庁は、「株式会社伐採庁」であるというふうなことも書いてありますし、あるいは「ばさばさ切って大黒字」というふうな、この批判も、相当いろんな新聞に出ておまして、はたしてこれが真実なのかどうか。確かに林野庁とすれば、いろいろ言いがた

があるんだと思うわけですが、しかし、やはりこうして世論が、相当林野庁のしかたに、仕事のしかたに対して批判を持っておるといこともまた事実なんで、そこで実は私もまず、やはりどちらが正しいか、この目でその真実を見る必要があると思ひまして、先般、長野の木曾谷を視察してまいりました。

大体、南木曾町を中心としたして妻籠、三殿、坂下管林署管下を走って見たわけでありましたけれども、どうもその国有林、特に木曾ヒノキで有名なこの国有林が、木曾谷の国有林がますますく乱伐されておるとい印象を受けました。私、写真もとってまいりましたが、相当この乱伐、皆伐、尾根だけ残して面が全部皆伐されておるといふうなところがたくさんございまして、また、この林道の開発によりまして、この崩落が非常に激しい。これは坂下管林署管下でありますけれども、こういうところですね、私、実際に見てまいりました。さらには山腹の崩落によりまして、下流にはものすごい土石の堆積がある。これは坪川でありますけれども、この辺の写真もとってまいりました。この実態を見ますと、いま長官がたいへんいろいろ国土の保全であるとか、学術用の地域は禁伐しているとかおっしゃったけれども、どうもその実態がそうではないように思ひます。まずこの写真を、まあこの写真はあまりよくできておりませんけれども、カメラの技術はかんべんしていただいて、大臣に見せてください。——そこでそのざっと見ていただければわかるんですが、はたして、これでは長官が言われたような森林の公益的機能というものが守られるのかどうか。これはもう全部国有林ですけれども、それについてどういふふうにお考えなのか、まずお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(福田省一君) 写真を拝見したわけですが、木曾谷のこれは南部三署あたりの写真というふうに思ひます。この木曾谷の国有林につきましても、ただいま申し上げましたようなことで、方針は同じと考へて施業しておるのございませうけれども、この木曾谷につきましても、急傾斜地が非常に多いのございませう。大部分が、水源の涵養保安林であるとか、また皆伐の対象地は、国有林面積の半分以下にいたしておる。特に、ここは花こう岩が非常に風化した地帯が南部地区に非常に多いのございませう。比較的そういうことで、御承知のように崩壊しやすい地帯でございませう。特に、この木曾全体では、この花こう岩の分布が約三割くらいにございませうけれども、この南部三署は五割くらいあると思ひますが、非常に崩壊しやすいといふことでございませう。一伐区の面積も平均しまして、先ほど五ヘクタールというふうな申し上げたわけにございませうけれども、三ヘクタール以内をいたしておる。国土保全上の配慮をするともに、県民とノキの保護林等もいたしまして、その保存につとめておることでございませう。ただいま拝見しました地区は、おそらくこれは伊勢湾台風被害のあと処理の結果だといふふうな考へておるのございませう。一応、考へ方といたしましては、いま申し上げたような方針で、南部の三署につきましても実施いたしておる。今後ともそれについて厳正な指導をしてみたいと、こう考へておる。ところでございませう。

○塚田大願君 いろいろ言ひ分もおありのようですけれども、どうもその実態を見ますと、これは私、しろうとでございませうけれども、いろいろな専門家にも意見を聞きましていただいても、これはとにかくむちゃくちゃだといふ意見でありました。そこで、これはいまその実態の一部分だけを紹介したわけですが、私は、これからお聞きしたいのは、いまの写真にもありますけれども、林道の新設による崩落というものがよくある。これはもう実に、いま大臣が見ていらつしやる写真なんか徹底的だと思ひますけれども、めちゃくちゃにくずれている。ですから、山腹の森林が全部やられるといふふうな実態があるわけでありまして、やはり林道の問題というのが、私は、一つは重要な問題点であらうと思ひます。そこで話を進めまして、この林道についてお伺いしたいんですけれども、一体林道、国有林における林道というものはどういふものをさすのか、また、この林道を新設する場合、どのような手続が必要なのか、さらには、どのような条件が満たされた場合に、林道といふものをつけるのかどうか、この点についてひとつ簡潔に答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(福田省一君) 林道は、国有林と民有林とにございませうが、道路法で言っておりますところの道路には該当しないものでございませう。この林道は、主として木材の搬出のために供せられるものでございませうが、最近はその以外に、いろいろこの地帯におきますところの伐採あとと地の造林はもちろんでございませうが、特に管理のために必要な場合もございませう。そういうことで、国有林におきましては、林道をつくります場合には、一応国有林の基本計画といたしまして、その線に沿ひましてこの林道の計画をつくりますけれども、具体的には地域施業計画といふものがございませう。これは全の国有林を約八十に分けてございませうけれども、その中で、特にどういふ林道をどの程度、どういふ目的でつけるかといふことを明確に計画いたしております。そういう計画に基づいて具体的な林道を設計いたしております。現在国有林の林道におきましては、平均いたしますといふとヘクタール当たり密度としましては、まだ五メートルくらいでございませうけれども、将来もこの林道を伸ばしまして、そして伐採なり造林なり、あと地の管理に十分役立つような密度に深めてまいりたいといふことで計画の中では考へております。

まあしかし、御指摘のようございませう。この林道をつくつたために、非常に山が荒れるといふことがございませう。ですから、その工法を完全にいたしまして、そのためには予算も必要でございませうが、そういうふうな考へ方で十分あ

と地をこわさないような施設を、ちゃんとした林道をつけてまいりたい、そのための予算を設定するように努力してまいりたいといふふうな考へております。

○塚田大願君 そうしますと、林道の施業計画といふのは、大体、地域的に策定される。たとえば各管林局なんかによつてこれが大体、計画が立てられる、こういうふうな考へてよろしうございませうか。

○政府委員(福田省一君) 御指摘のとおりでございませう。

○塚田大願君 そうしますと、やっぱり私、非常に不安を感ずるんですけれども、この林道といふものが、結果から見るといふふうなものになつてしまふといふ場合が多いんですけれども、その後、計画が、いわば地元にかせられ、ケース・バイ・ケースで、これは必要だろと思はれたら、どんどんやられる、こういう林道行政だと思ひます。問題は、そういう林道行政に対する批判が非常に多いんじゃないかと私は思ひます。特に、林道といふものは一度開設されまして、その修復といふものが非常に困難だと聞いております。特に、この自然公園の場合には最も困難だ、原植生やなんかあつて、その回復といふものはほとんど不可能だと言われるほどの地域が多いわけでありまして、それだけに、いまのようなやり方では、林道行政、林野行政を主管される林野庁としては非常に十分ではないかといふふうにお考えいただけますが、どうでしょうか。

○政府委員(福田省一君) 先生ごらんになったとおっしゃいますのは、この木曾谷の南部の国有林の中で坂下管林署管内の林道ではなからうかと思ひます。これは、先ほどちょっと申し上げましたように、花こう岩の非常に深層まで風化した基盤の悪いところでございます。昭和三十四年に有名な伊勢湾台風がございまして、この地域で風倒木が大量に発生したのでございませう。そこで、この風倒木を処理する必要もございまして、林道の開設をしたのでございませうが、昭和三十四年、三十

五年、三十六年とずっとこのころから林道の開設を——丸野林道と申しておりますが、いたしておきます。もう一本坂下管林署では田立林道、こういう二つを開設したのでございます。その後、集中豪雨等の被害もございまして、あるいは第二室戸台風というのがございまして、いま申し上げたような地盤でございまして非常に荒れましたが、どうしてもこれは風倒木の処理上、あるいはそのあとの造林をするために必要な林道でもございしたので、この地区につきましては特に経費を投入いたしました、四十七年、四十八年には二つの林道とも改良工事を行いました。のり面の緑化であるとか、あるいは土の積みであるとか、モルタルの吹きつけであるとか、そういったような、あるいはブロックを施工するとかいうことで、路体を強化し、緑化する工事を四十七年、四十八年いたしております。

なお、四十九年度以降におきましても、いま申し上げたような工法を完全に施工するために、四十九年度以降は丸野林道におきましては一億三千七百万円程度、また田立林道におきましては一億四千万程度の工事をいたしまして、この林道を完全に補強してこの被害を防ぐようにいたしたいというふうな計画いたしております。

○塚田大願君 じゃ、いまの木曾谷のことは、い

わばその実態だけを紹介するつもりでございましたので……

これからお聞きいたしますのは、北海道の大雪山立公園にある事実であります。

ここに私写真のバネルを持ってまいりました。こういう写真があるわけでありまして、これは旭川管林局の大雪山管林署下でありまして、ニセイチャロマップの林道というものであります。これは林野庁よく御存じだろうと思うんですが、三十二林班であります。これは標高千メートルの地域であります。ここでも新設の林道をつくっているわけでありまして、この地域は、まず一つ申し上げておかなければいかぬのは、大雪山立公園内の特別地域でございまして、水源涵養保

安林という地域であります。この地域は、ところがここに非常に大規模な林道をつくっている。しかも山を、この稜線——ここからこっこの稜線を切りくずして——こうなっておりますが、これはもともとどういふふうな稜線があったわけですか。この稜線をけずって——千メートルの高さの地域です。しかも保護地域です、水源涵養保安林です。ここにこういう道路が堂々といま新設をされておるこの実態なんです、これが私は、非常に典型的な国有林の乱伐の一つの型ではないかと思うんですが、これではたして、いまおっしゃったような公益的機能というものが守られるのかどうかですね。

特に常識的に言にいたしても、この稜線を削るなんというところは、もうどうも考えられないことなんですけれども、平気でブルドーザーでこの稜線——この高い山をえぐり取ってしまっておる。しかも、この土砂はみんな下の下流に流されておる。こういうやり方が、はたして、いまおっしゃったような趣旨に合致するのかわかりかね。これはちょっと、よく手に取って、これは大臣もよく見ていただきたいと思うんです。こういうもんです。たいへんなものなんです。ここからこの山、この稜線が全部削られておる。こういう工事を林野庁は御存じなのかどうか。そしてそういうことが、ほんとうにいまのおっしゃった精神に合致するのかわかりかね。これについて御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(福田省一君) いま御指摘のございましたこの林道のことでございますが、おっしゃいますように、この林道をつくり出す場合は、おおむね、平地と違ひまして山岳地帯でございまして、どうしても斜面に入ってくるわけでございまして、したがって、平地と違って、やはりその斜面を切った場合に、そののりを切る角度であるとか、あるいは切った土を盛り土する場合、非常に細心な、厳密な工法を必要とするものでございまして、のりを切った面の緑化であるとか、あるいは盛り土をしたところに対しての補強工事で

あるとか、ということも、必ず、厳重にするように指導をいたしてきてはおります。

この林道の利用対象地域は、トドマツとか、エゾマツ等を主体とするおむね林齢が二百年以上の天然林でございまして、一部に風倒木が見受けられるのでございまして、稚樹の発生も微力なところでございます。全域が水源涵養保安林に指定されていることは、先生御指摘のとおりでございます。それから老齢な天然林の状況、それから老齢な天然木の状況であるとか、それから稚樹、あるいはそういった幼樹の育成によりまして、活力のある健全な森林の造成をはかりながら、保安機能の強化をはかって、さらに本地域が大雪山立公園特別地域に、先生御指摘のとおり指定されているという趣旨に沿いまして、森林施業の実施にあたりましては、択伐または漸伐を採用するなど、森林の多面的な機能の発揮をはかってまいりたいと考えておるところでございます。これらのことから、適切な施業の実施、それから管理に必要なものとして、この林道を開設するものでございまして、その開設にあたりましては、自然環境の保全に十分留意しながら、実施しているところではございます。

いま申し上げましたように、一部捨て土の処理が不十分であった個所につきましては、その後緑化工の施工をいたしまして、そして土砂の安定と保全につとめておりまして、さらに、今後とも自然環境の保全に十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

四十八年度の施工箇所から、地形が非常に急峻になっております。施工には、十分留意しているものでございますが、四十八年度の基点付近、これは三十二林班でございますが、地質的にも悪いのでございまして、切り取りの勾配を八分としまして、余土の処理につきましては、土どめ施工をいたしまして四十八年度に設置したものでございまして、四十九年度には、余土ののり面を緑化いたしております。それから四十八年度の基点から千百二十メートル付近、三十二林班でございますが、

ここで林道工事のために川が汚染されておるといふ批判もありましたので、四十八年度に余土の土どめ施設、これは石ワク工でございまして、これを設置しまして、また、余土ののり面に緑化工を実施したのでございます。それから基点から七・五キロメートル付近——二十六年度に開設したんでありますが、そこで、のり面の土砂がずり落ちたという点がありましたので、四十九年度にはのり面を整理しました上で、緑化工を実施いたしております。

これらを集計して申し上げますと、四十八年度には約三百四十四万、四十九年度には六百四十万、過去につくりました林道に対して経費を投入して、これを完全に補強することをいたしております。

なお、延長します新設計画におきましても、これは四千七百七十五万円の予定でございまして、その中におきまして、保全工事をするための経費を一千四百四十万と考えておりまして、御指摘のような懸念がないように、安全にこれを補強してまいりたいというふうな指導いたしております。

○塚田大願君 いろいろ対策を講じておられるという話ですけれども、その写真は、ごく最近の写真でありまして、依然として、私は、そういう方針が徹底していないんじゃないかと思うわけです。これは、現場の担当官の話でありますけれども、とにかくこの林道を開設するのにあたって、地質調査をやっておられなかったと言っております。いま、土石が非常に云々と言われましたけれども、現場ではそういうことを言っておるんです。地質調査をやっておらなかった。で、工法も勘に頼ったやり方なんだと。事実、工事の、請負というのはいわば請負業者でありますから、そんな科学的なことはやっておられない。これは一般的には、どうも林道の工事というものは、大體、そういう請負工事で、そんなに科学的な緻密な計画というものはないようでありまして、しかし、事が、自然公園の中でありまして、これはもつと慎重でなければならぬと思うわけです。特に林

しては、災害の防止はもちろん、自然環境の保全につきましても十分留意して対処すべきものと考へております。今後、林道の計画施工にあたりましては、路線の選定、斜度の整理、処理、のり面の安定、それから崩壊防止等につきまして特に配慮してまいらなければならない。こう思っておりますが、御承知のように、林道は、国有林もそうでありますが、森林を適当に伐採し、保護していくのに必要なものでありますので、——これらも大切にやらなければならないが、いま申しましたように、のり面の安定とか、崩壊防止等について十分の措置を講じないところにやはりいろいろな損害が出て、災害が出てきたんですから、そういう面では特段にそういう点に注意してまいらなければならない。このように考えて、そういう方針を進めておるわけであります。

○塚田大願君 では次に進みます。今度は、この林野庁で出されました「大規模林業園開発基本構想の概要」、これについてお伺いしたいと思うわけであります。

御承知のように、この大規模林業園基本構想というのは、昭和四十三年、いわゆるこの新全総の一環として取り組みが始まったものであります。今日全国で七カ所の園地指定、うち先発三カ所については四十八年から、後発四カ所については四十九年から林道建設が着工されておる、こういうものです。ただし、四十八年は予定されておったものが、まあ、一年繰り延べになったわけでありますけれども、この構想を私、拝見いたしました。これはこれまでの林業のあり方そのものを根本的に変える性質のものではないかという疑問を持ったわけであります。そこで、この構想の目的、内容をひとつ、大臣からじかに伺いたいと思うのですが、簡潔にひとつ教えていただきたいと思うのです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 大規模林業園開発は、かつての薪炭生産地帯等、低位利用の広葉樹林が豊富に存在して、かつまた、林野率がきわめて高く、開発のおくれている地域を対象として、農畜

産業等、他産業との調整並びに自然の保護等に配慮しながらやってみよう。それから高生産性森林への転換をはかること等、林業を中心として地域開発を推進しようとするものでございます。

○委員長(初村龍一郎君) この際委員の異動について御報告いたします。

本日鈴木一弘君及び塩出啓典君が委員を辞任され、その補決として沢田実君及び中尾辰義君が選任されました。

○塚田大願君 これを拝見いたしました。まず感じましたのは、この構想の目玉といえますが、心臓というものは、いわば広域林道ネットワーク、こういうものだと思うのです。その広域林道ネットワークの中身をいえば、大規模林道が中心になりまして、次に中核林道、こういうふうになっておるわけですが、この大規模林道で大体幅員が七・五メートル、有効幅員が五・五メートルということですか。完全舗装の二車線、中核林道でも幅員五メートル、有効幅員四メートル、これも完全舗装だ、こういう林道ですね。これを、どんどんつくって、はたしてこれが常識的に林道だといえるようなものなのかどうかですね。私は、まず第一にここに非常に大きな疑問を持ったわけであります。

しかも、これと関連して北海道開発庁が出されました「北海道大規模林業園開発計画の基本構想」を見ますと、こう書いてあります。「交通量が多く、かつ、大型車輛の交通に適應する規模と構造を有することが必要である」ということになっているわけですね。だとすると、これはどうも林業生産が目的ではなくて、いわば観光レジャーを主目的にしたものではないか、こういう疑問がわくわけでありまして、また同時に、こうも書いてあります。「道路交通網の一環として、この体系に即した広域的、多目的機能を有する林道網の整備が必要である」。多目的機能を有する林道網の整備というのとは一体何なのか、こういう疑問であります。

が、これについては、どういふような説明がされるのかお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(福田省一君) ただいま大臣からも御答弁ございましたように、この大規模林業園開発の林道につきましては、従来開発のおくれておりました地帯でございます。北海道のいま御指摘のあった地帯、あるいは岩手県の北上山地を中心とした地帯、あるいは中国の脊梁山脈地帯、そういうような、主として、昔、木炭とか、まきを主に生産しておった、現在では開発のおくれたそういう過疎地帯でございます。こういう過疎地帯の人たちを、過疎化の減少を食い止めて、どのようにしてこの地域の振興をはかっていこうか、というところを考えた結果、そういう大規模林業園開発構想ということになったわけでございますが、したがって、林業の面で開発は、いま申し上げましたような、非常に生産性の低い薪炭林のようなのをも、もっと生産性の高い針葉樹林にかえていく。たとえば北海道で申し上げますならば、エゾマツとか、トドマツとか、そういうたような価値の高い森林を造成していく。しかし、その森林の造成ばかりじゃなくて、その地帯における畜産の振興であるとか、あるいはその農村地帯の家庭工業の振興というふうなこともあわせて考えていく、あるいはレクリエーションの場としても考えていくというふうなことをかみ合わせたものでございます。それがまあ多目的ということであるわけでございます。

その場合に、一番最初にやらなければならないことは、やはり道路の開発設なわけでございまして、従来の林道というものは、きわめて小規模の林道が主体でございました。先ほど先生から御指摘のございましたように、林道というのは沢通りにつくられるものじゃないか、それが常識だったと。確かにそうであったわけでございます。木材は昔、川の端で生産しておりましたが、それがダム建設等によってだめになった。そこで、林道はそれにかわるものとして出てきたわけでございまして。しかし最近では、それによって非常に災害を

受ける場合が多い、維持費がかかる、開設費がかかるということもございまして、できるだけそれを中腹地帯に上げてまいっております。そういうと、機械が発達してきておりますので、その道路から下の地帯の作業も可能でございますし、上からの作業も可能であるというふうな考えまして、中腹地帯を通る幹線的な林道はそういうような形になってまいっております。

北海道におきましては、いま選びました地域というのは、北海道の中でも特に過疎化の現象のある地帯だということに見られるのでございます。たとえて申し上げますと、林野率は、北海道全体では七・七%でございますけれども、いま選びました大規模林業園は八・四%。また、人工林の率を拾ってみますと、北海道全体では一七%でございますが、この大規模林業園の予定地域は一四・一%というぐあいに、きわめて北海道全域の中でも、過疎化と申しますか、非常におくれた地域だと思っております。

そういう意味で、まず幹線となります林道をつくりまして、そのつくった林道が簡単に被害にこわれぬような、しっかりしたものをつくらなければならないということ、初めて、林道としましては、幅員の広い、しかも舗装ということに踏み切ったのでございます。それを幹線道路といたしまして、これから肋骨になります中核林道を延ばし、そして、次第に、いま申し上げましたようないろいろな、伐採事業なり、造林事業なり、その他の畜産振興、あるいはレクリエーションに關連する事業、あるいは家庭工業、そういうものを総合的にこの地域で興して、その地帯の振興をはかってまいりたいということが趣旨でございます。いま先生御指摘ございましたいろいろの懸念される点もございまして、私たちは、いま申し上げたような趣旨を踏まえて、その地域の振興に全力を尽くしていきたいというふうに考えておったものでございます。

○塚田大願君 確かに、この発想は、いわば開発がおくられたところ、生産性の低いところ、過疎地

域というところが主要な対象のようでありまして、けれども、しかし私は、林業開発、林業発展の振興の名において、こういう自然保護林が、こういう形で乱伐されていく、荒らされていくということに非常に問題があるのではないかと思うのです。今日、環境保全ということば、いわば国民的コンセンサスでありまして、この社会的な要望から見ても、こういう林道をいまこの地域につくるということは、やはり非常に問題があるし、特にその構想の中に、いわば多目的というふうなものが入ってくる。これはやはり、ことばをかえて言えば、観光用ということにもなるわけでありまして、やはりいまの構想を、一般的でなくて、具体的に調べてみますと、非常に問題がある。特に北海道の大雪山、阿寒の——これはまあ世界に知られた景勝の地であり、自然が保存されておる地域でありますけれども、この阿寒、大雪を——まあ、きょうは時間ありませんから、具体的に申し上げられませんが、阿寒、大雪を結ぶ、いわば循環道路のようなものをつくっていくというのが北海道開発庁のねらいだろうと思うのです。で、もちろん、そのために森林レクリエーションエリアを幾つつくるとか、もういろいろな構想が入っておりますけれども、要するに、これは阿寒、大雪を結ぶ観光道路というふうな、地元の自然を守る会の方々は言っておるわけです。現に、この北海道の開発の構想の中に、こういうことが新聞に報道されております、北海道新聞でありますけれども、基本計画では、森林レクリエーションエリアとして、東大雪、奥日高云々、五地域を計画し、十四億四千二百万円を投入して、自動車道、駐車場、スキー場などを整備する。四十五年度の利用状況から推定し、六十年段階では、五千七百八十万人の延べ利用と、五百八十一億の消費を想定しております、こういうふうになっているのです。五千万人以上の利用と、六百億近い収入、こういうものがこの構想の中に見込んであるわけです。問題は、私は、こういう発想のしかたがやはり問題になる。

だから、林野庁がどうおっしゃると、地元の人たちは、これは阿寒、大雪を結ぶ観光循環道路、こういうふうに見ているわけです。ですから、反対運動も起きていることだと思ふのです。が、しかし林野庁にすれば、自然保護、そういう過疎地域や生産性の低い地域の振興と、それから林業の振興ということをおっしゃると思うのですけれども、しかし、どうもそういうふうな計画がなっていない。もし、自然保護ということをおっしゃるならば、たとえば予算を見ると、私は非常に足りるのじゃないかと思うのです。予算書をいただきましたけれども、この大規模林道周辺だけ見まして、いろいろ調査をする、こういうわけですから、その予算が四十八年で千六百七十万、四十九年度で二千二百二十二万、二カ年で合計三千八百九十二万という非常にわずかなものであります。まあ四千万足らずであります、あの広い阿寒、大雪の自然公園の地域で、これぐらいの予算で、一体何が調査ができるのかという感じがするわけでありまして、非常に調査の対象がマクロ的でありまして、ほんとうに表をなでるという程度のものであります、私もとすれば、やはり大規模林道だけではなくて、中核林道も対象に入れて、調査も、動植物の基礎的な生態系の調査も十分にやる、そうして時間もかけてやる。こういうものでなければ本来の調査ということにならぬと思うのですけれども、実際は予算上そんなことは全く不可能であります。この程度の予算では全く不可能である。この少なくとも十倍なければいかぬのではないかと私は、感ずるのです。

こういう意味では、いろいろ問題がありまして、地元にも反対がありまして、最初北海道では、自然公園を通る計画を、今度は若干改めるといふことを、道議会でも当局は発言しているようでありまして、私は北海道の問題だけではなくて、いま北上やその他のいろいろなことを長官おっしゃいましたが、そういうものを含めまして、私はやはりこういう計画を見直していく、再検討する必要がありますのではないかと思います、この点では、大臣並びに長官はどういうふうにお考えでございますか。

○政府委員(福田省一君) 先生御指摘ございましたように、単純なる観光道路ということでは確かに問題があるわけでございます。私たちはそういった趣旨、ただいま御説明申し上げましたような趣旨を貫いていきたいというふうな考えをわけでございまして、北海道におきましても、当初は大雪山国立公園の第一種特別地域においてこの計画はあったわけでございます。それを検討いたしました結果、これを変更しまして、これを第一種特別地域の開設は取りやめるようにいたさなければならぬとございまして、この自然保護の調査費あるいは保全工法の調査費、それぞれ二千二百百ないしは一千万円ではあまりに少な過ぎるんじゃないかという御指摘でございます。確かにいまそういうこともございましょう。しかし、実はこの調査は、基本調査を二年、それから実地調査を一年、三年調査しまして、着手しましたのは四十八年度からでございます。七地域のうち、三地域を四十八年度に着手しまして、わずかにこれは五キロでございます。四十九年度に至りまして、この七地域、つまり先に出発した三地域と、あとに出発した四地域、合わせて七地域でございますが、それが全部で実は十キロの着手でございます。まだ着手したにすぎないというふうな状態でございまして、でございますので、この自然保護調査、これは道路の両側、幅一キロにわたります、いま先生御指摘ございましたように、生態系その他いろいろな保全に関する調査を実施する計画でございます。また、この保全工法調査費、これは北海道のような地帯あるいは九州のような地帯、それぞれば自然状況が違いますので、その保全工法の調査といふこともあわせて実施するという計画でございます。

御指摘の点は十分私たちも配慮いたしまして、まだわずかに十キロではございますが、そういう調査に全力を尽くしまして、今後の実施に誤りがないようにしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。でございますので、実際問題として、四十九年度はむしろ調査に主体を置いて、実施はほんのまあの端緒にたいというところに御理解願いたいと思うわけであります。

○塚田大願君 まあ、大体私の質問は以上なんです。要するに、一言で言えば、いままでの林道行政というものが非常に安上がり、経済性だけを追求しておる。そこにやはりいろいろの問題が出てくるわけでありまして、確かに今度の法改正では、民有林に対する規制は相当行なわれておるけれども、国有林がこういう状態であつては、これは片りんばで、せっかくの民有林の規制というものは私は意味をなさないだろうと思うわけです。そういう意味で、やはり民有林と言わず、国有林と言わず、私は、やはりもっと国土保全の基本的な立場に立って、言われているような法規制を、法規的機能をほんとうに充実するという意味で、私は、こういう大型プロジェクトなんかの場合には、もっと慎重な検討を望みたいと思うわけであります。

そこで、大体時間も迫ってまいりましたから、最後に、私は、結論的に三点について、ひとつ大臣及び長官の所信をお聞きして終わりたいと思うわけであります。

一つは、この民有林の開発許可あるいは伐採届け出にいたしまして、やはり都道府県知事にその権限が与えられております。与えられておりますが、その権限を実際に生きたものとするためには、その地域地域の実情に即応したものでなければならぬだろうと思うんです。通り一べんの許可に流れてしまえば、これはお墨付きの今度は乱開発というふうな結果にもなりかねません。

そこで、私はまず第一にお伺いしたいのは、そういう意味でこの知事の許可にあたりましては、地域に最も密着している地域住民のなまの意見を反映させる道を開くことである。つまり、知事がめくら判を押すんじゃないで、やっぱりこの地

それから二番目には、この都道府県には審議会というものがございます。森林審議会がございしますが、この森林審議会に地域代表を加える、そして、この審議会を民主的に運営する。あるいは災害や公害などの専門家も加えて、もっと充実していく。まことにいままでの審議会というものは形式的に流れている面がございしますから、この中身をもっと充実し、そして民主的に運営していく、このことがひとつ必要ではないか。さらには、知

事が行ないます。開発許可や保安林伐採の許可の場合には、審議会の意見を聞くという制度的な保障を、私は確立する必要があるのではないかと。何のために審議会があるのか。やっぱり審議会を生かすという方向で、当然この制度的な保障は考えていいのではないかと。今回の改正を見ますと、そこまですべてありません。これでは、やっぱり非常にせつかくの改正が実らないのではないかと思うわけであります。

それから三番目でありますが、三番目にいま申しました国有林の問題であります。これは、私が幾つか例示しましたように、非常に国有林の林野行政というものは私は、閉鎖主義だと思つてします。やっぱりこのお役所だけでこうきめてしまふ、だから、あとになると地域住民から猛烈な反対が起きる、計画を変えなければならぬ。こういう事態に直面しているわけでありますから、この閉鎖主義を改めまして、地域住民に密着した施業計画を立てていく。そのためには、やはりこの施業計画を公開にして、われわれは、林野庁としては、農林省としてはこういうふうに考える、こういうふうにしたと思うと、これはやっぱりオープンにして、そしてみんなの意見を聞く、地域住民の。こういうやり方でなければほんとうに正しい林野行政というものは私は生まれてこない。いわば官僚主義の閉鎖主義では旧態依然たるものがある。これをやはり改めるべきだと考えておるわけであります。

それからまた、国有林の保安林伐採の許可などにつきましても、現行のこの知事の許可制をやはり厳正に運用することが必要でありましようし、審議会の意見も聞くことは当然だろうと思うわけであります。まあこういう改善をやっぱりしていく必要があるんじゃないか。せっかく今回の法改正で、一定の前進はしたと、しかしどうも振り返ってみると穴だらけだというようなことがないようには、私はやはりこの森林の持つ公益性また経済性に、こういうものをほんとうに完全に一〇〇％生性、こういうものをほんとに完全に見を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(福田省一君) ただいま先生おっしゃいましたことはまことに重要な問題でございますが、確かに国有林は従来非常に閉鎖主義的であつたのじゃないかということも反省しなきゃならぬ点だというふうに考えております。国有林の森林の施業の計画でございますが、先ほど申し上げました地域の施業計画をつくります場合に、これは十年の計画でございますけれども、従来から国有林野経営規程というのがございますして、その中で一応地元関係者の意見を聞かなければならないという点にしておるのでございますが、施業の面で非常にその点が徹底しなかつたという点は十分反省しなきゃならぬと思つております。最近特にいろいろな木材生産以外の面でも国民の全般の方々から非常に国有林に対する関心も高まつてまい

なお、森林法の改正に關連しまして、都道府県の森林審議会の組織の拡充の問題と、それから知事が十分その意見を聞くように運用すべきではないかという御意見でございます。都道府県の森林審議会は、都道府県知事の適切な森林行政の遂行を確保するために、公正な立場から都道府県知事の諮問に答申する機関ではございますが、今回森林法の改正によりまして森林の計画制度の改善、それから森林の開発行為に対する許可制度の導入、こういった都道府県知事が森林行政を行なうにあたりまして、従来以上に非常に専門的な知識を有する分野も多くなつてまいりましたのでございます。このような見地から、都道府県の森林審議会の果たすべき役割りは一そう重要なものとなつて

まいっております。広範な専門的知識が必要となりますために、今後は、都道府県森林審議会の組織などのあり方につきましては、これらの要請にこたえるよう十分指導してまいりたいと考えております。

現在のところ、そのメンバーは大体大学あるいは研究機関の関係者であるとか、森林所有者の代表とか、あるいは林業関係団体の代表、その他の関係者、あるいは都道府県その他行政機関の職員ということを構成のメンバーにいたしておりますのですが、御指摘ございましたように、たとえば自然保護の協会団体、そういった方々の意見も十分取り入れるように考えていかなければならぬということも指導の面で強化してまいりたい、かように考えておるところでございます。御指摘の点につきましては十分そういう御趣旨を尊重しまして、今後の指導に万全を期してまいりたいと考えて

○委員長(初村瀧一郎君) 他に発言もなければ
本案に対する質疑は終局したものと認めます。
それでは、これより討論に入ります。御意見の
ある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。
——別に御発言もないようですから、これより採
決を行ないます。

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました森林法及び森林組合
併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決
議案が、先ほどの理事会においてまとまっており
ますので、便宜私から提案いたします。
案文を朗読いたします。

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、わが国の森林及び林業をめぐる諸条件がますますきびしいことに対処して、その期待される経済的機能及び公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、本法の施行にあつては、左記事項について遺憾なく措置すべきである。

一、森林計画については、施策推進の指針として、国有林及び民有林並びに国及び地方との連携を密にしてその実効を期するため、その計画内容及び決定手続に関して適正な運用を図るとともに、森林計画の実施に必要な措置の確保を図ること。

二、森林の開発規制措置については、保安林制度との連けいに努め、国土利用に関する諸計

面との調和を図るとともに、その具体的な運用基準を明確にし、執行体制を整備し、本制度創設の趣旨を徹底するなど、森林の保護及び森林生産力の増進に留意しつつその厳正な運用を期すること。

三、造林を推進し、造林後の保育管理の適正を期するため、関係諸施策の体系化と充実を図るとともに、森林災害の予防及び被災対策の整備を促進すること。

四、森林組合は、林業が主産業の山村地帯において、地元森林所有者がその諸条件の変動に自主的かつ積極的に協同して対応する組織として、事業運営の適正を図りつつ一そうその体質の改善強化に努めるとともに、その推移に適合した組合制度の整備を期すること。

五、林業労働に従事する者の福祉を向上してその安定的な確保を図るため、その社会保障措置の拡充、労働災害と職業病発生の防止等を始め、労働環境の改善及び労働条件の向上を図る措置の強化に努めること。

六、森林の公益的機能の重要性と森林の低い私経済的収益性とに対処して、森林を保全する経費に対する公的負担の拡大等合理的な措置の検討を積極的に推進すること。

右決議する。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を十分尊重し善処してまいる所存でございます。

○委員長(初村瀧一郎君) なお、審査報告書の作

成はこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(初村瀧一郎君) 農用地開発公団法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) 農用地開発公団法案につきましても、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最近における農畜産物の需給の動向等にかんがみ、国民食料の安定的な供給の確保を基本とした諸施策の展開が重要な課題となっており、このため、国内で生産が可能な農畜産物について、極力その供給体制を整備していくことが急務となっております。

このような課題に対処するためには、未利用、低位利用の土地が広範囲にわたって所在する地域において、畜産を基軸として、近代的な農業経営群による農畜産物の大規模かつ濃密な生産団地を拠点的に創設、育成することを内容とする農業開発を推進していくことが必要であると考えております。

このため、特に、農用地の造成のほか、関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的かつ計画的に行なう新しい事業実施方式を設けるとともに、これらの事業を一元的に実施する機関として農用地開発公団を設立することとした次第であります。

他方、昭和三十年発足以来、先進的な大型開発機械の活用を通じて、農用地の開発に寄与してまいりました農地開発機械公団につきましては、最近の民間における機械の整備、技術の水準等を考慮いたしまして、この際これを解散せしめて、同公団に蓄積された技術及び経験を活用する見地から新公団にその権利及び義務を引き継ぐことが適

当と考えている次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。次にその主要内容について御説明申し上げます。

第一に、公団の業務といたしましては、先に申し述べました公団の目的を達成するため、農畜産物の濃密生産団地を建設するのに必要な農用地等の造成、土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の新設または改良を行なうほか、これらの事業とあわせて農業用施設の譲り渡し及び農機具、家畜等の売り渡し等の業務を行うこととしたしております。

第二に、公団の業務の実施につきましては、都道府県から区域を特定して申し出があった場合に農林大臣が事業実施方針を定め、これを公団に指示することとし、公団は、事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係権利者の同意、農林大臣の認可等所要の手続を経て、事業を行なうこととしたしております。

なお、農業用施設の譲り渡し及び農機具、家畜等の売り渡しにつきましては、業務方法書に基づいて実施することとしたしております。

第三に、公団事業のうち農業生産基盤整備関係の事業に要する費用につきましては、公団は、国の助成部分を除いたものを都道府県に負担させることができることとし、都道府県は、直接または市町村を通じて、受益者からその負担金の全部または一部を徴収することができることとしたしております。

その他、公団の組織、財務、会計、監督等につき所要の規定を設けております。

なお、解散する農地開発機械公団との関係につきましては、新公団は、職員雇用関係を含め、一切の権利及び義務を承継し、また、当分の間、農地開発機械公団の現行業務を行なうことができることとして、そのための必要な経過規定等を定めることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び主要内容であります。

なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に補足説明を聴取いたします。大山構造改善局長。

○政府委員(大山一生君) 農用地開発公団法案につきましても、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由にもありましたとおり、農用地開発公団を設置して、未利用、低位利用の土地が広範囲にわたって所在する地域において、農畜産物の大規模かつ濃密な生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行なうことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的としているものであります。

以下その内容を御説明申し上げます。

第一章は、この法律の目的、法人格、事務所、資本金等総則に関する規定であります。

このうち、公団の資本金は、二億圓と農地開発機械公団に対する政府の出資金に相当する額との合計額とし、その金額を政府出資といたしております。

第二章は、公団の役員及び職員に関する規定であります。

公団の役員の定数は、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内としたしております。

第三章は、公団の業務の範囲、その実施方法等公団の業務に関する規定であります。

まず、公団の業務の範囲であります。近代的な農業経営の成立のための条件を備えた農用地と農業用施設等とを有する農畜産物の濃密生産団地を建設するため、農用地等の造成を中核的な事業とし、これとあわせて農業用排水施設の整備等の農用地の改良の事業及び畜舎等の農業用施設の新設、改良の事業を行なうこととしております。

同時に、これらの事業とあわせて農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な交換分合、災害復旧事業、農業用施設の譲り渡し及び農機具、家畜等の

売り渡しの業務を行なうこととしたしております。

なお、委託に基づき、農林大臣の認可を受けて、濃密生産団地の建設のための農用地の造成等の工事と密接な関連を有する工事を行なうことができることとしたしております。

次に、公団の業務の実施手続について規定しております。

第一に、都道府県から区域を特定して農畜産物の濃密生産団地建設のための事業を実施すべき旨の申し出があった場合において、農林大臣は、その申し出が一定の要件を備えているものと認めるときは、所要の手続を経て、事業実施方針を定め、これを公団に指示することとしたしております。

第二に、公団は、農畜産物の濃密生産団地建設のための農用地の造成等の事業を行なうときは、事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、事業参加資格者の同意を得る等の所要の手続を経た上、農林大臣の認可を受けることとしたしております。

第三に、換地処分、交換分合または災害復旧事業を行なうときは、公団は、換地計画、交換分合計画または災害復旧事業実施計画を作成し、所要の手続を経た上、農林大臣の認可を受けることとしたしております。

第四に、農畜用施設の譲り渡しまたは農機具、家畜等の売り渡しを行なうときは、公団は、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けることとしたしております。

第五に、農用地または農業用施設用地の造成、土地改良施設の新設、改良等の事業に要する費用の負担につきましては、その一部を都道府県に負担させることができることとし、都道府県は、その負担金の全部または一部を、直接または市町村を通じて、受益者から徴収することができることとしたしております。

第四章においては、公団の財務及び会計に関する規定を、第五章においては公団に対する農林大

臣の監督に関する規定をそれぞれ設けております。

第六章及び第七章は、雑則及び罰則に関する規定であります。

附則におきましては、公団の設立手続、農地開発機械公団の解散等について定めております。

まず、公団の設立について、農林大臣が設立委員を命じて公団の設立に関する事務を処理させること等所要の規定を設けております。

次に、農地開発機械公団は、公団の成立の時に於いて解散することとし、その一切の権利及び義務は、そのときにおいて公団が承継することとしたすとともに、公団は、当分の間、農地開発機械公団の業務を行なうことができることとしたしております。このような措置に対応して、公団に、先に御説明いたしました役員のほか、三年間を限り、理事二人を置くことができることとしたしております。

なお、関係法律につき所要の改正を行なうこととしたしております。

以上をもちまして、本法律案についての補足説明を終わります。

○委員長(初村瀧一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

○梶木又三君 いま提案趣旨の御説明がございましたが、公団法の細部の御質問に入る前に大臣に一言だけお尋ねをしておきたいと思ひます。

この国会で、予算委員会等で食糧問題、特にこの畜産の問題がだいぶ問題になりました。物価の問題と石油の問題と同じくウエイトの重い問題と議論されました。大臣も、生産目標に向かって自給率を高めていく、あるいは価格についても再生産を維持できるように努力すると、常々御答弁があったわけですが、先般、畜産物の価格、加工原料乳と豚肉がきまったわけでございます。加工原料乳は七十円二十銭、それから豚肉は五百七円が安定基準価格になっておるわけござ

います。前年に比しまして非常に大幅な増でございます。しかし、いまの畜産の飼料の問題は、結局は生産者の立場、それから一方では消費者物価へのはね返り、あるいはまた、財政支出等の限界、こういうからみで非常に御苦心された結果の価格と思うわけでございます。私は、ただいま申し上げました価格につきましては、非常に決断をいただいたと、一応高く評価をいたしておりますが、しかし、これで問題が解決したわけでないと思うわけでございます。生産者だって、まだ一部には不満を持っております。消費者の方々も、これからの値段になっていくんだらうか、あるいはまた、ほんとうにほしだけ手に入るんだらうかというような心配も聞かれます。

こういう際でございますし、それから、ちょうど昨日、予算委員会の公聴会がございまして、東大の逸見教授が公述人出席されました。私、逸見教授と意見は異なりますが、非常に国際協調的な意見を昨日は述べられました。そして、いまの飼料を含めて、輸入しておる食糧価格が、全般的なこの価格の高騰はこれはいつまでも続くものじゃない。いつまでも続くと思うのは錯覚であるというふうな、きょう御発言ございました。この辺に、私若干疑問を持っておりますが、それはさておいて、こういう先生でさえも過度の修正というのは——こういう農業問題を一べんに修正というのは、摩摺なり、困難があるから、過度の修正というのは避けにやならぬけれども、草地造成だけはもっともとやらにやいかぬと、こういう御意見でございました。だから、根本的に私は意見は異にしますが、しかし、いろいろお話を聞いている中には傾聴すべき御意見もございました。こういうことを踏まえて、これから公団をおつくりになって、大規模の畜産基地をどんどん建設されるわけでございますが、こういう自給飼料の生産これも含めて——もっと大事な価格問題もございまして、こういう問題を一切がっさい含めて、非常に私はいま生産者も、それからまた一般の消費者の方々も畜産に対して、あるいは酪農製

品に対して、心配があるわけでございます。で、今後長期的観点に立つて日本の畜産行政といひますか畜産対策、これを生産の面あるいは価格の面からどのようにやっていくか、この基本的な対策につきまして、ひとつ大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 畜産、酪農は、わが国で自給度を維持拡大してまいろうとする食糧政策の中でも、一部はたいへん骨の折れるものであると思っております。御存じのように、五十七年を目当てに長期の目標を立てております。その中でも、米をはじめ、野菜、くだものその他八〇%あまりの自給率を維持したいという計画でありますけれども、ことに、畜産の中の肉類は、これは飼料の点から見ても、いろいろな面から見ては、かなり困難が伴いますが、これはやはり肉の不足は国際的な傾向であります。

われわれは、しかしながら米の消費量が一般にやや減退しておる中でも、肉であるとか、野菜であるとか、そういうものの需要は逆に増進しておるわけでありまして。しかも人口が増加するに従って消費量がふえるわけでありまして、ことし、かりに自給度が六〇%とか、七〇%とかであっても、来年はさらにいまの生産量だけだとすれば下がるわけでございます。そういう点から考えますと、食糧政策の中で畜産関係——酪農につきましては特段の力を入れなければ私は、自給度を維持するという問題から見て、たいへん前途が悲観する結果になるのではないかと。したがって、多々ますます弁ずるということではなければならぬのではないかと思っております。

そういう意味から申しまして、やはり一がいに酪農、畜産と申ししても、酪農はこれはいたいへん、今回飼料の輸入が高騰いたしてまいりましたので、経営の苦しさを訴えられ、私どももいたしましては、半面において消費者の物価に対する関心、また政府が国民の多くの人々の御期待にそむかないための物価安定政策を一面において考慮しながら、しかも大切な食糧部門の酪農について特

段の配慮をいたした結果、今回のような決定を、審議会の答申を基礎にきめたわけでありま
す。が、また、財政当局もその点は非常に奮発し
てくれましたし、それから生産者団体とも私も
は当初から緊密な連携をいたしておりながら、最
終的にもよく御理解をいただいて決定することが
できましたわけでありま。

そこで、やはり引き続き私もやるべきこ
とは、この酪農、畜産の生産力を維持拡大する
ということのために、飼料の必要な面を、できる
だけ自給度を高めるといふことは、もちろんこれ
は並行してやらなければなりません、もう一つは
やはり国内で低位利用、または未利用地で、そう
いう水田などにはだめだけれども、酪農、畜産に
は若干の改善を加えれば適地と見られるものを、
できるだけ操作をいたしまして、長期的計画で百
五十万ヘクタール程度のものを見込んでおるわけ
であります。その中でも、土地改良長期計画の
中では、とりあえず十年の間に七十万ヘクタール、
そのうち草地四十万ヘクタールというものを
見込んでおります。これはもうすでに御存じのよ
うに、草につきましては長年の間それぞれの専門
家に検討していただきまして、外国品種等でもわ
が国に適するもののがかなり出ておりますし、草地
につきましてはもう一般の農家、酪農家もよく勉
強しておられるところでありま。したがって、
そういうことをいたしまして、酪農、畜産には特
段の努力をいたしてまいりたい。こういう方針の
もとに今回御提案申し上げました農用地開発公団
というふうな構想が出てまいったわけでありま
す。が、全国の方々からこれは政党政派というふうな
ことを抜きにいたしまして、この構想がこの国会
に問題になりますところから、ずいぶん全国的に御
熱心に御要望がございまして、いまよりあえずは
全国に大規模のものは四カ所、その他畜産基地と
しては二十七カ所ほどの予定をいたしまして、こ
れは、地元の御要望もございまして、これについて十
分な検討を加え、可能な限り、これを採用してい
きたい。それに合いますための飼料、飼料作物

等についての供給について計画的にこれを進めて
まいる。まあ一口に申せばそういう方向で将来の
酪農、畜産に対処してまいりたい。このように考
えまして、私も食糧政策の中でも、なかなかずく
ひとつこれに重点的に最善の努力をしてまいりた
いと、こう思っている次第でございます。

○委員長(初村瀧一郎君) 暫時休憩いたします。
午後一時から再開いたします。
午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産
委員会を再開いたします。
農用地開発公団法案を議題とし、休憩前に引き
続き、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御
発言願います。

○堀木又三君 午前中大臣に、今後の畜産行政の
基本的なあり方、これを伺いたしたわけございま
す。その中で、大臣いろいろお話しございま
した。この公団法をつくらせて土地開発をどん
とていくと、こういうお話があったわけござい
ますが、さて、この大規模畜産基地建設をされる
わけなんです。これから、農林省で、いままで
基本調査とかいろいろやられておられますが、ある
いはまた、土地改良の長期計画を立てる前に、い
ろいろ調査されたわけございしますが、そういう
資料からして、農用地として、特に今回の対象に
なる草地ですね。その草地として開発の可能な面
積、これはどのぐらいあるかということ、その
面積をはじき出されるにいろいろの基準があ
るうと思ふんです。傾斜度とか、あるいは――
社会的な条件は別にして、自然的ないろいろ条件
があるうと思ふんですが、そういう調査基準につ
いて御説明願いたいと思ひます。

十四年度に土地改良総合計画補正調査、これを実
施いたしました。そして農用地としての開発可能
面積を把握した次第でございます。土地改良総合
計画補正調査の際におきまして、農用地として開
発可能な土地というものの基準をいたしまして
は、月の平均気温がその作物の生育に適している
かどうか、それから傾斜が、草地の場合には二十
五度というふうな一つの基準、その他については
三十度というのがございしますが、三十度なり二十
五度以内であつて、そして農業地帯として持続性
がある、そしてまた、地域農業の動向に即した
主産地形成の見通しがあるかどうか。こういう
たような点を基準といたしまして、そして把握
いたしました結果が、草地といたしまして約九十四
万ヘクタール、なお農地については約六十六万ヘ
クタール、合わせて百五十万ヘクタールの農用地
開発可能面積があると、こういうふうな把握した
次第でございます。

○堀木又三君 去年十三兆の長期計画を立てられ
ましたですね。あの中で、先ほど大臣からも説明
ありましたけれども、今後十年間に農地三十
万、それから草地が四十万ヘクタール、この造成
を見込んでおられるわけなんです。これはいま
局長のお話の百五十万歩のおそらく中だと思
うのです。だから、その百五十万歩の中か
ら三十万歩なり四十万歩というのを、一番案
内ところから、案というか、経済的に安くできる
ようなところから、とつていかれたのか。まあ地
域地域で大体とつておられるのかということ、
それから長期計画では、七十万歩の農地造成、
それから草地は四十万なんです。いま予定され
ておる公団で、今後十年間に、この四十万歩
のうちどれくらいやるおつもりなのか国営で――
国営はいいですがね。この公団でどのくらいやる
つもりか、その点について。

七十万ヘクタールを開発したい。こういうふうな
土地改良長期計画で定めたわけでございますけれ
ども、何と申しまして、やはり過去の造成の実
績でありますとか、あるいは動向でありますと
か、こういったこと、それからさらに地元の意
向、意欲、こういったようなことから草地とい
うならば九十四万の中で、今後十年間に可能である
というのを約四十万、こういうふうな押えたよう
な次第でございます。

○堀木又三君 今後、公団でやられるのが十カ年
間に、広域が六万五千ですか、畜産が二万七千、
計九万三千、約十萬歩ですね。で、これは、仕
事は、どんどんやっていたきたいと思ふん

です。ところが、一番問題は、今後、公団でこの仕事をやっていく上においての一番隘路といえますか、困難なこと、これは私は、土地取得だと思ふんです。これは言うまでもないことですが、土地の価格がどんどん上がっている。これは農地だけでなく、地方の山林原野、これなんかでも非常に高騰しておる。こういう状態のもとで今後やっていくわけなんです。

そこで、農林省からいただいた参考資料、これの六ページに、この「耕地面積と草地面積の推移」というのが出ておるんですが、既耕地は減っております。四十三年の五百八十九万七千歩から逐次減って、四十七年には五百六十八万三千歩と、二十一万四千歩減っております。一方、草地は、十八万一千歩から四十七年は二十八万八千歩と十万七千歩ふえておるんです。これは、現在の傾向だと思ふんです。よく既耕地が壊滅する、これが問題になっておりますが、これはもちろん問題にしなければならぬのですが、私は、既耕地と言っても、優良農地もあれば――

不良農地ということばは適当じゃないかもわかりませんが、優良農地もあれば、あまり農業用から見ても優良ではない、こういう農地もあると思うんです。それから、また一方、農業以外の利用から見た場合に、農業よりは、ほかのものに使ったほうが社会的な価値が非常に大きい、こういう土地もあると思うんです。だから、私は、一がいに既耕地の壊滅がどうのこうのと神経質になつて言う論者じゃないんです。優良農地をどんどんつぶせというんじゃないですよ、これは誤解をしてもらつては困りますが、どうしてもつぶれざるを得ない土地も出てくると思うんですよ。それよりも、私が問題にしたいのは、この草地が、十八万ヘクタールから二十八万八千歩、大体十町歩ほどしか過去五年間にふえてないというこの事実、このほうを私は、むしろ問題にしたいと思ふんです。先ほど言いましたように、だから土地の取得、これはおそく農林省でも、草地造成というものに、この公団法が出た今日に限らず、

もう相当前から鋭意いろいろと努力されたと思ふんです。予算の面もあらうかと思ふんですが、ね。しかし、なかなかこれが計画どおり伸びていかないというのは、私は、土地の取得に問題があるのではないかと、こういう気がするんです。

そこで、先ほど言いましたように、既耕地の壊滅、これはやむを得ない面もありますから、これからは私は、どうしてもとめることはできないと思う。優良農地は別です。農業振興地域内に入つておる優良農地をつぶす、これはもつてのほかなんですが、去年きめられたように、道路沿いか、いろいろなところでは、もうつぶれていくのがいまの世の中の趨勢である。だから、それはそれとして、どんどん、どんどん未利用地、低利用地の開発が今後一番大事な問題になってくる。

そこで、この公団で――これは公団の事業だけじゃもちろんありません、先ほど言いましたように四十万町歩で、二三%が公団事業で、あとの七%ですか、これが国営なり県営なりでやられるわけですからね、これも同じだけれども、国、県営の場合は、規模は小さいから土地も、公団で大規模にやられるほど取得がむずかしいと思うのです。それから公団では、あとからまたお尋ねしますが、工事を一気にやっていく、でないとメリットが出ない。こういうことで、土地の取得が私はほんとに今後問題になってくると思ふ。

それで私の意見を申し上げただけでも、この草地がこういう調子にしか造成が伸びてこないという理由と、それからいままで申し上げたように、今後の土地取得の問題――この公団をつくられた場合に、各県の農地保有合理化法人、これをも利用するのだというお話も聞いております。だから、それなんかをどういうふうに使われて土地を取得されるのか、この具体的な方法、この二つについてお尋ねをしたいと思ふ。

○政府委員(大山一生君) 先生の御質問の第一点として、過去の実績の伸びがおそいではないか、というお話でございます。確かに旧土地改良長期

計画、このときに草地開発として四十万ヘクタールを四十年から四十九年までに計画をしたわけでございますが、四十七年までに実績として見ました場合に、二十一万四千ヘクタールの草地開発がなされているわけでございます。しかし金のほうでは一〇〇%をこす投下、こういうことになるわけでございますけれども、草地開発といつたしましては、この八年間における実績が二万七千ヘクタールと、こういうふうな草地の開発の実績になっているわけでございます。で、われわれ新しい土地改良長期計画におきまして、四十万ヘクタールをということを言っておるわけでございますけれども、やはりその問題の前提といたしましては、ことしのような物価抑制というような特殊事情は別といたしまして、この土地改良長期計画の計画どおり実績をあげる、こういうことが、やはりわれわれ今後ともあらゆる施策を講じていくのに必要ではないだろうか、こういうふうにかける次第でございます。

そういうこととの関連もございまして、新公団の場合に、土地取得をどうするのだ、こういうお話になるわけでございまして、われわれといたしましては、この新公団におきます土地の取得につきましては、事業参加資格者がみずから出す土地以外の土地につきましては、極力合理化法人による土地の取得ということによって対処してまいりたいと、こういうふうにかけるわけでござい

ます。すでに先発工区というようなかっこうで発足しております根室中部におきましては、あそここの道の合理化法人におきまして六千百ヘクタールの先行取得をしておつた、これがこの問題を非常に可能にしている、またスピードアップしてできる一番大きな要因になっておることの経験にかんがみまして、今後とも合理化法人の活用によって対処してまいりたい、こういうふうにかけるわけでござい

ます。したがいままで公団事業ということと直接の関係はございせんけれども、四十九年の予算におきまして――四十七、八と毎年無

いたわけでございますが、四十九年におきましては、同じく二十億の国庫補助のほかに、おそく中金資金になると思ひますけれども、その全額利子補給のつかうによる無利子資金ワクというのを新たに二十億追加して創設したわけでございます。

したがいまして今後の問題としては、合理化法人のそうした事業費のワクの金のバーゲンといひますか、こういうことが広まったことも踏まえまして、今後とも公団事業が発足いたしましたときには、合理化法人あるいは市町村等と密接な連絡の中で先行取得するために、さらに一そう必要な予算措置は講じてまいりたい、こういうふうにかける次第でございます。新たな無利子資金ワクというものが、いわば今後のこうした土地取得への一つの足がかりというふうにかけるべきであると思ひます。

○梶木又三君 いまお話しのとおり、合理化法人をうまく活用していただいて、スムーズな土地の取得をやつていただきたいと思います。特に、これは御答弁は要りませんが、大分の久住・飯田等では入り会地の問題等でなかなか土地の利用というのはむずかしい問題がありますから、これはひとつ一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

それに関連しまして、これは朝、午前中、森林法をやつておつて森林法を可決したばかりで、ちょっと気がひける質問なんです。どうも、朝までは森林をどんどん守れ、こう言ひよつた舌の根もかわかぬ間に、森林法の問題を出すのは、ちょっと気がひけますが、森林法で、必ず森林にせずと置いておくのは、いいかどうかという点もあらうかと思ふんですよ。それでまた、われわれ、決議につけました「開発規制措置」については、保安林制度との連けに努め、国土利用に関する諸計画との調和を図る云々というのをにつけたわけなんです。だから、国有林で、林業そのものとして大事な森林、あるいはまた、水源涵養林とか、国土保全に大事だとか、こういうと

ころは当然守らなければいけません、そうでないところもあろうかと思うんです。だから、大規模畜産基地をつくるに於いて、もちろん民地もからみます、それから——民地の話は先ほど局長からいろいろお話があったとおり、この民地と国有林の活用、こういうことも問題になってくるんじゃないかと思うんです。この点についてどういう調整を今後とていられるか、これについて一言御説明願いたいと思います。

○説明員(降旗正安君) 国有林の畜産の利用につきましては、先生御承知のように、国有林野の活用に関する法律、その規定に従いまして、適正かつ円滑な活用が進むように積極的に進めてまいりたいという方針でございます。

○榎木又三君 ありがとうございます。まあひとつその点でよろしく、うまくやってください。

今度の、この公団法の第一条に、目的が書いてあります。「農用地開発公団は、云々である。」「農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的とする。」と、こうあるんですが、開発される基地は、これは北海道から九州まであるわけですが、沖縄も入るやに聞いておるんですが、そうすると、まさに日本の南から北まで、北から南まで全部あるわけなんです。そこで、地域地域によってやはりいろいろ条件が違うと思うんですが、相手は牛だから、牛飼うんだから、それほどの大きな違いはないと思いますがね。思うけれども、それでも、牛だつて北海道の牛と九州の牛とは何か根性も違うと思うんだ。そういうことで、画一的にこの計画を立てた場合に、やはりうまくいかないことがあるんじゃないか。よくいまままで、やはり画一的な基準で当てはめて開発やって、あまり成功しなかったという例もあるわけなんです。だから、これから、たとえば先ほど局長のお話の、いまやっておられる根室中部とか、あるいはまた九州の久住・飯田、ここらは同じ方式の開発方式

じゃないと思うんです。だから、どのように——その地域地域において、社会経済的条件も異なるうし、自然的な条件も異なるうしと思うんですが、そういう条件に対してどういう開発方式をお考えになっておるか、それについてお伺いします。

○政府委員(大山一生君) まことに御指摘のとおりだということに思います。いま現在われわれが着工しようとしているところ、あるいは全計あるいは精査地区というようなかっこうで事業化を急いでいるような地域におきまして四つのタイプがあらうかと思っております。一つは、酪農につきましても大型の大規模酪農経営をやる根室のようなタイプ、それからもう一つは、これはしたがいます成牛ベースで五十頭規模の乳用牛でございまして、大規模酪農経営を創設していくというようなかっこうで、それからもう一つは、北上あるいは北岩手というようなかっこうにおきまして、成牛二十頭ベースぐらいの規模と、それからもう一つは、公共的共同経営というようなかっこうで粗飼料を供給する、あるいは肥育、あるいは何といたしまか、繁殖育成といいますが、こういうような牧場を経営する中で、在来の農家の規模を拡大していくというようなかっこうのタイプ、それから同じようななかっこうになると思いますが、肉用牛につきまして、阿蘇・久住・飯田のような繁殖牛ベースで十頭規模、そして夏山冬里、こういったようなタイプ、それからもう一つは、中小家畜のふん尿を草地に還元する中で大家畜を飼っていく、まあ、畜産基地と称せられるタイプ、こういったような四つのタイプに分けられるのではないだろうかというふうに考えるわけでございます。いまのお話をもうちょっと具体的に申し上げますならば、確かに地域農家によって区々でございすけれども、酪農でいうならば、根室の場合につきましては、これは、現在あのかつて、大体二十五頭から三十頭規模の農家があるわけでございますので、その農家を間引き——間引きということばは適当でございせんけれども、そのなか

ら、農家を新たな土地に入植させるかっこうで、大体五十ヘクタール、成牛五十頭規模に創設をしていく、こういうふうなところがあるかと思ひます。それから北上・岩手あるいは阿武隈・八溝というところでは、先ほど申し上げましたように、二十頭を目ざしながらかつて複合的形態、こういうふうなところ所得を上げていく、こういうふうなところ。それから肉用牛のほうでは、肉専用牛と乳用牛による場合があると思ひますけれども、その場合におきましても、肉専用牛につきましては、いわば内地の三地区におきましては、またその中を、繁殖を主とするものと、それから肥育を主とするものに分けて、繁殖は、先ほど申し上げましたように、繁殖用十頭ぐらゐ以上、それから夏山冬里、それから肥育につきましては、三百頭規模の肥育牧場を創設して集団飼育をしていく。それから乳用牛につきましても、これは一部先ほど申し上げましたような個別経営の拡大というふうなところもあつたけれども、肥育牛について、年出荷頭数三百頭程度、というふうな公営共同タイプ、こういったようなかっこうでやってまいりたい、こういうふうな考え方でございます。

なお、今後沖繩等が出てまいりますときには、それぞれの立地条件に応じたようなタイプということ、必要あれば考えざるを得ない。また考えていきたい。こういうふうな考え方でございます。

○榎木又三君 いまこの新公団でやろうとされている地区は、この公団のあるなにかかわらず、新全総以来、農林省で広域農業開発基本調査をやっておられたですね。——全部あの地区ですか。

○政府委員(大山一生君) 広域農業開発というかっこうで、先ほど今後、十年間に六万五千ヘクタールというのを、とりあえずやりたいと、こう申し上げました部分というのは、四十四年のあの調査事務所を、北海道開発局、あるいは農政局に置きまして、技術的な可能性、さらにそれを自然経済的な条件まで加味して事業化を進めてきた結果

の、とりあえずこの公団によって今後十年間にやりたいところ、というものがそれになるわけでございます。

○榎木又三君 そうすると、希望があればこの調査以外のところでも入れていただけたらいい。

○政府委員(大山一生君) この考え方は、相当の未利用、低位利用の土地があつて、なおかつ、そこにつきまして単に下物といひますか、基礎を整備するだけではなくて、その上のいわば上物まで一体的にやるような大きな事業地区があれば、その地区につきましては、今後とも考えてまいりたい。とりあえず、そういうようなものに適用するところとして、全国四カ所について調査してございまして、結果を執行しようというわけでございまして、そのほかに、畜産基地というようなかっこうで、上物も一体的にやる、こういうふうなことでございまして。今後、この種の土地がほかにもあるということになりますれば、また調査をして、その技術的可能性から追求する中で、今後事業化するということも当然考えていかなければならない。こういうふうな考え方、そういう点、内地においては相当程度あり得るのではないかと、こういうふうな考えでございます。

○榎木又三君 さっきの開発構想で、局長から四つのタイプの説明を受けたわけですが、結局四つのタイプはいろいろ組み合わせがあるけれども——これはまあ当然な話だけれども、畜産開発が重点で、すなわち、それで、農畜産物の濃密生産団地の建設と、こう言われておつて、これは当然法律の先ほど目的にもあつたんですが、——その前にこの濃密生産団地ということばなんです、これは目的にも出ておるし、業務のところにも出ておるのだけれども、ことばの、ごろはなかなかいいのです、よく内容がわからないので、ちょっと濃密に説明してください。

○政府委員(大山一生君) この濃密生産団地というのは、整備された農用地あるいは土地改良施設等があり、それからまた、農業生産上必要な畜舎、サイロといったような経営施設もある。さら

には農機具、家畜等の経営手段もあって、こういうところから、近代的な農業経営というものが効率的にある程度のまとまりをもって行なえる地域。こういうふうなところを濃密生産団地、こういうふうなことを濃密生産団地の中身として、先ほど申し上げましたように、酪農地域に置いてある場合、あるいは大家畜と中小家畜を組み合わせてやる場合、あるいは畜産物以外の作物を対象としてやる場合と、まあいろいろの場合がそれぞれ事情に応じて出てくると思うわけですが、まあこういうふうな効率率の生産と生産の整ったまとまりのある地域と、こういうのを濃密生産団地と称していただくわけです。したがって、たとえば肉等いいいますならば、その中には集出荷施設というふうなことも当然入ってまいりましょうし、それから将来の問題として考えるならば、産地処理施設といったようなことも将来の展望としては濃密生産団地の概念に入ってくるべきものであらうと、こういうふうなことを考へるわけでございます。

○梶木又三君 そうしますとね、先ほどの四つのタイプとからわけなんです、この畜産物以外に、ほかの作物との組み合わせもやったほうがいい。こういうことになれば——それを含めたほうがいま御説明のまゝ濃密生産団地になっていくと、畜産もよくなる、それから、ほかの農作物といえますかね、これ全体含めた農業経営が、単独にやるとよりいいということになれば、今後そういう作物との複合経営ですね、これもほとんどとっていいいただけるかどうか、この点について。

○政府委員(大山一生君) 新公団事業方式というのが、先ほど申し上げておりますように、まあ基盤から上物まで一体的に緊急に整備すると、こういうふうなことが一つの特徴になっているわけでございます。したがって、その意味からいいますと、未墾地が広く存在する地域ということに

おきまして、まあ畜産を基軸とした農業開発に適するところ、ということと当面いかなるを得ないだろうと、こういうふうな思っております。

ただ、その場合に、たとえば入り会い権の整理をその際やらなければいけないようなところもあるかと思ひます。こういうところにおきましては、入り会い権者の全員が必ずしも畜産を指向してない場合もあり得る。現に大分等におきましては、一部は高原野菜をせひやりたいと、こういうふうな意見もあるように聞いておりますので、そういう意味におきまして付帯的なものとして、いま畜産を基軸とするけれども、やるといふようなことは当然あり得るだらうと思ひます。ただ、畜産以外のもののための公団事業というふうなことをかりに考えるといつたしますと、上物、下物一体として行なうのを、急速に行なうことになじむようなものがあるかどうかというところは、今後さらに詰めてみたいというふうに思ひますが、もしかそういうものがあるならば、それらも当然公団事業として考えていいのではないだらうか、こういうふうなことを考へるわけでございます。

○梶木又三君 私はね、この大規模畜産基地建設をやられますね、これは相当な広がりを持ったところなんです。だから、そこで畜産基地をつくられるということになれば、私は必ず付帯的にか、それからもう切り離せない既耕地の改良事業とか、それからそういう農業上の仕事以外にまあの程度道路なんかやられるかしりませんが、この公団というか、農業サイドだけでできない道路との結びつきとか、こういう問題が起きてくると思ひます。

それで、これは私、持論なんですけれども、これは私もう前から新しい村づくりということですね、別にこの畜産基地とは関係ないんですが、たとえばいまやっていたいっているモデル事業だとか、あるいは総ぱとか、または、自然休養村なんかで、今度構造改善やつてもらうんだね。ああいう山村開発事業とかいろいろなのは、その地域の非常な発展になっていくんですよ。だから、ああ

いう小さな事業以上にこれは広がりを持った大きな事業ですから、当然そこへいろいろな事業が付随してくると思ひます。もちろん、農用地開発公団だから、あるいは業務内容はつきり法律で明示されておるから、あの業務内容以上に逸脱して仕事をすることはできないと思ひます。思ひますが、——二十条ですか、業務内容は。

○政府委員(大山一生君) 十九条です。

○梶木又三君 「農用地の造成及びこれと併せて行なう農用地の保全又は利用上必要な施設」、この農用地の保全又は利用上必要な施設、こういうことがありますがね、拡大解釈というか、これだけさらっと読むなら、先ほど言いました、いわゆる既耕地の改良、これなんか入るんじゃないかと思ひますがね。地域内にあれば、これと一緒にやっていくのかどうか、これが一つ。

それから、先ほど何回も言つてるように、大きな地域開発ですから、この際、この事業をやるときに、言わなければ大きな一つの地域の村づくりみたいなものなんです。だから、ほかの機関にお願いして、これはもう文教施設もあれば、私は、厚生施設等も要すると思ひます。そういうふうなものも実施計画の段階、こういうときに考へて、それでそういうやつはぜひひとつ同時に進めていくと、こういうことが必要だと思ひます。この二点についてひとつお考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(大山一生君) 根室中部の場合、かりに例としてとりましますと、あそこで、とりあえず十年間で二万一千ヘクタールの農用地を造成して、その上に上物もつけまして、そして五十頭規模の入植農家を持つてまいる、こういうことがまず第一として出てまいります。その結果といつたしまして、根室中部に現在おる農家が、そういうふうなかつこうで間引きされますので、その間引きされた地域におきましては、いわば同時に並行的に交換分合も含め、あるいは換地も含めて、既耕地についてのいろいろな施設もあわせ行なつてまい

る、こういうことに相なるわけでございます。したがって、そういう意味において、この十九条の一項の一号あるいは一号のイナリ口にあるのは、その農用地の周辺にありまます既存の農用地、あるいは混牧林等の利用ということについて考へておる次第でございます。

そして、地域の村づくりと、こういうふうな意味におきまして、たとえば飲雑用水の水を持ってまいるというときに、その集落に對します水道事業もあわせ行なうと、これは委託を受けて、というかつこうの、この十九条で申し上げますならば、十九条の二項に該当するようなことに相なるわけでございますけれども、そういう水道事業をあわせ行なうというふうなかつこうの地域の村づくりということを公団が行なうことは可能であるといふふうに考へております。ただ、公団法のたてまえといつたしまして、いわば農産物の安定供給ということにしろり込めておりますので、広い意味におきまして村づくり、先生が先ほど言われました総合モデルでありますとか、あるいは広域農道的な事業でありますとか、こういうことまでは公団事業としては実は考へておらないわけでございます。その点につきましては、当然こういうところからこういうふうな新たな上物も含めた大きな集団ができるわけでございますので、それにつきましては、既存のそれらの施策をあわせ並行的に優先的に採択するといふんですか、というふうなかつこうで、その地帯の、地域の村づくりをしてまいりたい、こういうふうな考へるわけです。

○梶木又三君 少なくともですな、道路網の整備ですね、いま広域農道はこの範疇に入れないというお話なんです、畜産物をつくつても、これはやっぱり搬出というのがあって初めて、経営が成り立つわけなんです、うまく、これはまあ少なくとも私の希望とすれば、大規模農道ぐらひは、また別途の事業をつけ加えるんじゃないかと、この事業の中でやっていただいたいがするんですよ。その点について重ねて局長の見解をひと

つ。

○政府委員(杉田栄司君) 公団事業に何でも取り込めるようなことになれば、非常に効率的な運営になる、という点は確かにございませうけれども、実は、道路全体につきましては、建設省所管という問題もございまして、建設省ともこの公団法の原案をつくる際には十分相談をいたしまして、国道、県道を含めまして、その地域の道路網の整備については、事前に十分協議をして進めるということになっております。したがって、全体の道路の整備計画を——まずその地域に最も理想的な形をきめて、そのうちから建設省所管のものについては建設省が優先的にやるというようなことに話がついております。

なお、当然いわゆる乳製品等の集出荷のための連絡道路というようなものも必要でございませうから、当然これら基幹的な府県道につながるやや大型の道路等は、この事業の中でやらなきゃならぬと思ひます。しかし、現行の大規模な広域農道、これにつきましては、それ自体が一つの施策として確立しておる関係もございまして、実態上は広域農道とやや似たものかもしれませんけれども、この公団事業の中でやる道路というのは、生産物の集出荷等に焦点を合わせて、この事業の中で連絡道路としてやる、ということになるというふうに思ひます。いずれにしても、これだけの国家投資をするわけではございませうから、最も効率的なやり方で道路網等の整備をやっていくというふうにすべきであると考えておる次第でございませう。

○梶木又三君 ぜひいま御答弁のように——どうしても一体的にできないということであればやむを得ませんが、とにかく建設省でも、どこでもけっこうなんですよ。この基地ができた場合に、その畜産物をうまく市場に持っていける道路網の整備だけは、ぜひひとつやっていたらいいと思ひます。私は、失敗すると思うので、重ねて御要望申し上げておきます。

それからちょっとこまかい質問になりますが、「併せて行う」というところですね、たとえば農

業用施設ですね、これはどういふふうなものを考へておられるのか。

○政府委員(大山一生君) ここで考へております農業用施設と申しますのは、畜舎でありまして、か、あるいは監視舎でありまして、避難小屋でありまして、あるいは農機具を入れている倉庫でありまして、そのほか集出荷施設等を考へておるわけでございませう。

○梶木又三君 もう一つ、業務の中の五号ですか、「農機具、家畜その他農林省令で定める物の売渡しを行うこと。」こういうふうにあります。農機具なんかがどういふふうな売り渡しがされるかということなんですが、私の心配するのは、公団が一方的に機械を買って、お前この機械で今後畜産経営をやっていくと、こういうおしきせになる、得てして遊離があるわけなんです。構造改善で昔の、最近だいいふんくなりまして、大きなコンバインを買って、そのコンバインが半分遊んでおる、あるいは農民が使いきらぬと。こういう問題が構造改善事業の発足当時は間々あったんです。だから、今度の公団が、農機具や——まあ家畜は公団が買おうと、梶木又三君が買おうと、これは同じ家畜だから、これは問題ないと思ひます。問題は機械で、これはやはり今後、売り渡す人の意向とか、そういうふうなことを十分考へてやりますと、公団の一方的なおしきせじゃ、私は、失敗すると思ひます。こういう点について、いま、農林省はどういう指導をされるかどうか。

○政府委員(大山一生君) この機械あるいは家畜の売り渡しにつきましては、現在の農地開発機械の公団が、共同利用模範牧場をやっております。その共同利用模範牧場事業として行ないます農機具の導入のしかた、これを参考にしたい、こういうふうな考へておるわけでございまして、共同利用模範牧場の場合には、牧場の経営予定者といひますか、この希望をもとにいたしまして、学識経験者の助言を得て機種をきめて、そして入れていく。こういうふうなことをとっております。

したがって、今度の公団の場合におきまして、畜舎、サイロというふうなもの、農業用施設を整備しなきゃならぬ、あるいはトラクターなり、牧草の収穫機というふうなものを入れたら、あるいは家畜も必要である。こういうふうなことで農民が希望するようなもの、その機種の決定なりにつきましては、当然、農協等とも十分相談する中で、この実施を公団管で一元的に実施してまいりたい、こういうふうな考へておるわけではございませう。本人が公団管でもらわないで、どうしても自分とこで買いたいということであれば、それはそれなりに近代化資金その他の施設資金を使つてやることも可能であるというふうな考へますが、こういうふうな機械なり、家畜の売り渡しという制度をつくりましたのは、公団には、いわば御存じのように、補助金は財政資金でございまして、その財政資金によつて、いわば公団が買った売り渡しするということになれば、当然その売り渡しを受けた農民側から言いますならば、きわめて有利な償還条件のもとで買える、こういうふうなことになるので、農民が希望するならば、そういうふうなことでやってみよう、というふうな考へでございませう。したがって、こういうふうな機種を入れるか、こういう問題につきましては、先生の御指摘のとおり、農家の希望を十分に取り入れたかどうかでやってみよう、というふうな考へるわけですね。

○梶木又三君 最後に、こういう大きな事業をやるとき、だから、だからやっていると、なかなかメリットが出てこない、そこで負担金も大きくなつていく、こういうことなんです。それで昔、これは私もやっておつたのでよく経験しておるんですが、国営事業を、一般の普通事業よりは速度を上げてどんどんやられたほうが、若干の休耕料を出しても農民負担は軽いということ、そういうことで、御承知のとおり、あの特別会計で六〇%を五八%にして出しましたね。で、あれは、普通の一般事業よりは速度を早めるといふ、そのほうが負担も安くなる、それからまた早く効果も

出るということ、二%ぐらいの休耕料を払つてもいいんだということ、出たんですが、現実にはだんだん、だんだん国営の特別会計を見ておつても、最初七年ということだったんですが、いま何年ぐらいいつておるか知りませんが、大体十年とか、十何年になつておるんじゃないかと思ひます。こうなると、メリットがないわけなんです。だから、今度、公団で大きに畜産基地を建設されるのであれば、やはり集中投資をやつていただいて、早く仕上げる、それが一番、私、メリットが出てくると思ひます。

だから、一番最初に申し上げました土地の問題、まずやはり土地の確保ができるという前提に立つて、これは努力をしてもらわなきゃいけません、土地の確保ができる、手当てができると、こうなれば、あとは資金の問題だけで済みますから、ひとつ集中的に投資をしていただいて早くやり遂げていただく。そうしなさんと、メリットが出てこない、私はこう思ひます。過去、過去の例から見ても、国営事業のいま申し上げた特計の事例から見ても、だから、今後少なくとも十年間、先ほどお話のあった十何町歩を進めるにつれて、そういう方向でやるのかどうか、これをひとつお伺ひしたい。

○政府委員(大山一生君) 御指摘のように、新公団のメリットというのは、上ものも一体的にやるということのほかに、早急にそういう生産団地を創設するというのが一つの大きな目的でございまして、そういうふうな趣旨に合うように進めてまいりたい、こういうふうな考へるわけでございます。

それから地区ごとの事業内容なり、事業規模に應じて、それぞれの工期というのをきめざるを得ないというふうな考へておりますけれども、現在、われわれが考へておりますのは、畜産基地の建設につきましては三カ年程度、それから広域で申しますならば根室、これは五百億以上の事業になりますので七カ年程度、そして、その他の地区についておおむね五カ年程度の工期でもってこれを

完成させたい。こういうふうな中におきまして、いわば一般管理費的な負担を含めても、なおかつ、この公団事業のほうで農民負担は有利になると、こういうふうなことになるように考えておりますので、ぜひいま申し上げましたような工期で進みますように予算措置も講じてまいりたい、こういうふうな考えをわけでござい

○榎本又三君 ぜひひとつ、いま御答弁のとおりの方で御推進願いたいと思います。
それで最後に、これはもう御答弁を要せんが、いまの機械公団から今度新しい農用地開発公団に移る、それは三年間の暫定期間を見ておられます。私は、特に希望いたしておきますのは、ひとつ円満に新しい公団に移っていただいて、三年後には、この新しい法律に基づいたすっきりした形で公団を出発していただきたい、これを強く御要望申し上げまして質問を終わります。

○委員長(初村謙一郎君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(初村謙一郎君) 次に、離島の漁港整備計画に関する件を議題といたします。

本件に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤隆君 第五次漁港整備五カ年計画、そうしたもの進みぐあいを簡単にお聞きして、その中で、最近新聞紙上にもたいへん大きく報道された離島、新島、粟島、これら三島の被害を出したそのことについて——これは一面、災害対策特別委員会でも取り上げるべき性格のものかとも思いますけれども、とりあえずきょう時間をいただきまして、簡単に整備計画とあわせて大被害を受けた粟島漁港、これらの問題を中心にひとつお尋ねをいたしたいと思います。

最初に、去年——もうきょうは四月の二日でありまして、すでに一年を経過いたしているわけですが、四十八年度、昨年度から始まりました第五次漁港整備五カ年計画、この実施状況、それと

あわせて粟島の漁港整備計画を御説明いただきたいと思ひます。時間もあまりございませんから簡単に御答えいただきたいと思ひます。

○説明員(矢野照重君) 御答えいたします。
第五次漁港整備計画は、四十八年度を初年度として、五十二年終年度の五カ年計画、その五カ年間に総事業費七千五百億というところで計画が立てられております。その中には、修築事業四千八百億、改修事業千五百億、局部改良事業五百億、その他調整費、単独費等が見込まれております。初年度であります四十八年度におきましては、修築、改修、局部改良三事業を合算して七百二十億円の事業を実施しております、その進捗は一〇・三％になっております。四十九年度におきましては、現在予算審議中でございますが、一応事業費に直しましては七百六十億圓ぐらいの事業ができるんじゃないかと思っておりますが、かりに七百六十億の事業を実施した場合に、第二年度までにおきます進捗は約二二％となります。

○佐藤隆君 まだ、初年度が終わって第二年度目に入ったばかりでありますから、大した実績も出ていないということよくわかります。いま一連の総需要抑制政策の中で、多少やはりそうした一つの国の大きな政策に順応した形のもの、予算面ではそういう意味では若干の制約を受けざるを得ないということも私よくわかりますが、ひとつ、これは答弁は要りませんけれども、政務次官御出席でありますから、政務次官にもひとつよく聞いておいていただきたいと思ひますが、どうかひとつ、四十九年度予算はすでにきまっております、まだ参議院でいま審議中ではありますけれども、一応の形がついておる。そうした中で、さうそく五十年の予算要求の準備を進められることに相なるわけでありまして、初年度の進みぐあいを、総需要抑制の中での四十九年度の予算の組み立て、そうしたものを踏まえて第五次五カ年計画が当初考えられたが、あるいはそれ以上のひとつ前進した考え方、五十年の予算というものを組ん

でいたなければいけません。一連の漁港整備計画をずっと考えてみますと、何かそうした中で五十年の予算要求時にはある程度の見直しが必要なのではないか、こう私考えておりますので、ひとつお含みおきをいただきたいと思ひます。この点についてはお答えは要りません。含んでおいていただきたいというお願いをいたしておきたいと思ひます。

そこで、まあ粟島漁港は、この第五次五カ年計画の対象港であることは私も承知をいたしておりますが、これが相当な被害を受けた。三月二十二日から二十三日にかけてたいへんな騒ぎが起きたわけでありまして、ほとんど漁港は使用不能、こういうことが報道されているわけでありまして、しかもそれは高波によつてということでありまして、その後の調査はいしはるんな見方によりまして、どうも高波だけではない、いろいろ理由があるようなんですね。そこで、あとでこれは建設省の河川局が来られましたら——まだ来ておられないですね。来られましたら、海岸線の問題等もお聞きをしたいと思ひますが、漁港水域を含めた海底部分の調査というものをやっぱりしなきゃならぬと思ひます。早急にこれは進めなきゃいかぬと思ひます。現地の状況を聞きますと、第二次災害というものが予想されるような非常に不安な状況があるんだということを私も実は報告を受けているわけでありまして、そういうことで、ひとつ粟島漁港の被害の状況をどの程度把握しておられるのか。その辺を中心にひとつ、これも簡単にいいですから、説明してください。

○説明員(矢野照重君) 粟島漁港の今回の災害によりまして被害ににつきましては、現在われわれが報告を受けておるところによりますと、第一防波堤決壊三十メートル、第三防波堤決壊百八十メートル、防砂堤決壊百二十五メートル、海岸決壊百九十八メートル、これら合算して被害総額十六億圓余となっております。また、これらの復旧につきましては、現在その原因調査を検討中でございますが、先ほどもお話しございましたよう

に、従来水深が五メートル前後のところは十メートルないし深いところでは二十メートルというような非常に侵食といえますが、付近の砂の侵食という現象が見られまして、従来われわれが経験したのとは非常に違った状況を示しております。そういうことで、これらの原因につきましては十分調査したいと思っておりますが、とりあえず、まず深淺測量をやりたい、やるべきだということに現在すでに県のほうで実施しております。これらにつきましましては、四月中旬ごろまでは、結果が出るんじゃないかと思ひます。また、合算しましてボーリング調査等も必要となれば実施したいということに現在検討中でございます。

○佐藤隆君 原因調査は、四月中旬ごろにははっきりしようかと、こういうことですね。——そうすると、これは失礼な言い方ですが、水産庁だけでいいわけですか。

○説明員(矢野照重君) とりあえず四月中旬までと言いますのは、深淺測量を行ないまして、この漁港整備に着工前に測量しました図面と比較しまして、どういふふうな海底の状況になっているかというところをまず見まして、それに基づいて次の段階として、さらにどういふ調査をやるかということを検討したい。とりあえず海底の状況がどういふふうに変ったか、ということ調査を調べたいということでございます。この調査につきましましては漁港区域のみならず、付近の海岸線も合わせて実施するということで進めております。

○佐藤隆君 そこで、私は水産庁にお願いしておきたいのは、被害額は十六億だが、これは、金額の問題ではなく、離島振興法という法律があつて、そして離島について特別な措置を講じようという中で——この場合は漁業中心の離島である、そうしたときに大きな被害を受けた。さてそのときに、これを機会に、たとえば漁港あるいは防波堤とか、そういうものを含めて漁港の整備をやるのに、原形復旧をすべきか、改良復旧をすべきかというの、これは大きな問題となるわけですが、企画庁からわざわざ来ていただいたのも実は

そこに理由があるのです。そこで、私は、やはり改良復旧をやるべきである。その場合、私は、第五度漁港整備五カ年計画の対象漁港であつたそれが、こういう災害を受けた。そこに離島振興という問題を含めてどう措置をしたらいいんだらうか、具体的には、改良復旧のやり方を企画庁と水産庁が効率的に何か取り運ぶ方法はないのであろうか、こういうことを私は考えるんですが、企画庁いかがですか。

○説明員(青木良文君) いま先生から御指摘のございました粟島は漁業の島でございます。したがって、私たちがしましても、その振興のために鋭意努力をしてきたわけでございますが、今回災害を受けました結果、非常な被害を受け、それで、この漁港の修築計画につきましては水産庁とも十分協議をし、あるいは関係省とも協議をして、前向きにひとつ取り組んでまいりたいと、かように考えております。で、応急対策としては、いまお話のございましたような災害復旧で進めさせていただきますと思ひます。

○佐藤隆君 応急対策は、これは災害復旧でひとつだけ関係各省が進めることとあります。それとは別に、ひとつ離島振興というものをこの機会に——災害復旧事業の中での改良復旧すべき部分、そういう要望については、企画庁が、積極的に離島振興予算をかさ上げて積み重ねてひとつやっていたらどうか。これは原因やなんかもこれからいろいろはつきりしてくるでしょうし、いろいろな考え方があろうと思ひますけれども、いま、企画庁としても積極的に離島振興という問題も、この機会にあわせて努力をしたいと、こういうこととありますから、非常に私はけっこうだと思ひます。そのお答えをいただければけっこうでございます。

そこで、政務次官もお急ぎのようでありますから、あとで——私、実は養殖施設とか漁具、その被害等についても聞きたいんですが、それはまだ来ておりません。——来ていますか。それじゃ、養殖施設、漁具、そうしたものの被害状況と

その対策を簡単にひとつ話をしてください。

○説明員(金井義徳君) それではお答えいたします。粟島浦村と、それから若干その他の、小木町その他のを含めまして、被害をいたしましたは、いろいろな被害がございますが、底びき網あるいはワカメ養殖その他を含めまして、全体で一億六千三百萬というところになっております。詳細については必要があればお答えをいたします。

○佐藤隆君 それでは、どうですか。この養殖ワカメとか漁具とか、こういうものは個人施設ですね、民間施設ですね、言なれば、ですから、これに対する救済措置、これは——私、もう時間もございませぬから私のほうから具体的に申し上げますが、やはり手つとり早いのは特別融資ですね。天災融資法並みの特別融資、これはできるかどうか。その辺のことをどう考えておられますか。

○説明員(金井義徳君) ただいま天災融資法並みの特別融資を措置すべきではなからうかという御意見がございましたが、われわれといたしましては、県当局といろいろ相談をいたしております。いまのところ、制度上の低利資金としまして、たとえば公庫であるとか、あるいは近代化資金という形で、県のほうは何かの措置をしたいというふうな考えておるよう聞いております。

○佐藤隆君 その場合で、天災融資法並みの特別融資がどういう形でできるか。たとえば利子補給とか、そういうことも考えておると、そう理解してよろしいですか。これ県だけにまかしておかぬで、いろいろな全国の事例があるわけでありまして、いろいろな全国の事例があるわけでありまして、あるいは新潟港沖のジュリアナ号事件、タンカー事故等の問題もございましたし、その場合の漁業補償問題、そういうこともいろいろありまして、いろいろ問題がございまして、そういう全国のこととやばり県に對しても徹底した行政指導をひとつやっていたらいい。そういう意味で具体

的に特別融資の問題は考えられないか。特別融資という問題の中に、たとえば利子補給という問題も含めて指導しようと考えておられるのか、話し合っておられるのか、それを聞きたいわけでありまして。

○説明員(金井義徳君) いま従来の、いろいろな例があつて、それで、そういうものを検討して、参考にして措置したらどうか、という御意見がありましたので、われわれといたしまして、どのようにしてまいるか、検討はいたしてみたいというように考えております。

○佐藤隆君 よく検討して——いろいろな例がありますから。できれば、これは融資で救うよりしようがないと思ふのです。ですから、それ以外方法がないと思ふのですから、お願いをしていられるわけなん、ひとつよろしく願ひします。

そこで、政務次官お急ぎでありますから、一言だけでもお答えをいただきたいと思います。ただいま第五度漁港整備五カ年計画、この対象漁港がこういう大被害にあつて、ほとんどその機能を喪失しておる。こういう現状であります。これは、やはり何がしかの手直しをするとか——これだけの事態、先ほど来聞きのようなたいへんな被害を出しているわけでありまして、非常に局部的な、日本全部を考えれば局部的な問題ではありますけれども、しかも第五度漁港整備五カ年計画という大きな問題に取り組む姿勢として、計画は計画であつても、事情の変化によつて、それをひとつ実情に合うようにやばり手直しもしていかなくてはいかぬ。そういうこともあろうかと思ひますので、そういう意味で、農林省、水産庁において、このたびの粟島漁港に對してどういう取り組みの姿勢を持とうとしておられるのか、そのかまを、特にいま融資等の問題につきましてもまだいろいろこれから議論し、詰めなければいかぬ問題もあるようでありまして、そういうことも含めてひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(山本茂一郎君) ただいま御質問がございまして粟島漁港は、第五度漁港整備計画において、事業費十二億円をもつて防波堤、岸壁等を整備することになっておりました。今回の被災しましたのは、そのうち、泊地への漂砂の流入を防止するために建設中であつた第三防波堤がおもなものであると存じております。御指摘のように、今回の漁港施設の被災原因、復旧工法の検討を含み合わせまして、粟島漁港の整備計画について、根本的に再検討を行なつて、第五度漁港整備計画において想定しておつた漁港の機能が低下しないように、万全の対策をはかつていきたいと考えております。

○委員長(初村謙一郎君) 政務次官どうぞ。○佐藤隆君 そこで、話は先ほどちょっと触れましたが、漁港部長、ちょっとやばり一緒に聞いておいてください。漁港の海底も含めたあの水域の、私どもが聞いておりますのは、延長沿岸四百メートル、沖合い百メートルから二百メートル、その部分について、ただ高波で洗われたというところだけではないに、陥没があるのではないかと、こういうようなことを漁民も心配をしておるわけでありまして。そういうことでありますので、海底の、漁港部分の海底の調査は、水産庁でも、先ほどこれからのいろいろな測量をしたり調査をよくきわめたい、こういうことであります。これは、建設省河川局で、やはりこのことについて、相当突っ込んだ調査を願わなければいかぬのではないかと、こう思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(松村賢吉君) 今回の粟島の災害でございますが、これは建設海岸関係の被災箇所と申します。これは、漁港にすぐ隣接しております、比較的漁港区域に比べるとという範囲が狭い区域でございます。それでこの基本的ないろいろな調査、原因等の調査、これはまあ主として漁港関係のほうに実はお願いしているわけでございまして、われわれのほうといたしましては、現在この被災箇所の復旧につきましては、応急的な工法を、現在応急復旧をやっております。本格的な復旧工事につきましては、ただいまお話をいたしました

基本的な原因等の追及、これは水産庁のほうに主としてお願いしておりますが、われわれのほうもいたしまして、これに協力いたしまして、おそらく原因としては同じことでございますので協力いたしまして、その結果等を見まして技術的な検討、これを十分相談いたしまして、われわれのほうとしても、本格的な復旧をやりたいというふうな考えておるわけでございます。したがって、調査そのものにつきましては、われわれのほうといたしましては、やはり主であります農林省関係のほうに実はお願しているということでございします。

○佐藤隆君 実は、あなたが来られる前に、二次災害の危険もあるという話を私はしておったんですが、そういう意味で、現地では非常に神経質になっておりますので、たとえば海岸線に大量のデンプラットをひとつ入れてくれないかと——これはしろうとの考え方なんです、技術的に見ればあるいはおかしいのかもしれない。私もよくわからせんけれども、そういうようなことも私どもに言ってきているんです。そうすると、たとえば海岸線四百メートルについて、これは近い将来、暫定的には大量の、応急的には大量のデンプラットを投入するとか、その他の方法があるのかどうかかわりませんが、少なくとも海岸線に堤防を新設するぐらいの心組みは、まあしろうとと考えてもその程度は当然だというふうなことを言われておるんですが、これは役所として、それじや建設省として、何メートルのどれだけの堤防をつくりますなんというのを、ここでは言えるのか、言えないのかかわりませんが、しかも二次災害も予想されておる、きわめて危険な状態にあるというときでありますので、答えられるだけの最大限の答えを、見通しについていただきたーと思ふんです、海岸線について。

○政府委員(松村賢吉君) 建設海岸といたしまして今回被災した箇所は、実は百三十メートルほどになっておりまして、これに對しましては、現在

先ほど申し上げましたように、応急的な工法といたしまして鉄線じやかごで約九十メートル、それから土俵積みでもって四十メートル、これは応急でございます。こういうことで、臨時的な措置を講じたいということで現在やっておるわけですが……。

○佐藤隆君 それはいつごろまでにやれますか。じやかごやなんか、いつごろまでに大体……。

○政府委員(松村賢吉君) あと十日ぐらいで完了いたします。応急工法につきましては、それで、本格的な工事ににつきましては現在工事内容を検討中でございます。実を申しますと、この付近には四十八年度海岸保全事業として、新規着工で、四十八年度中ということでは一部工事を始めていた。工事といつても、現地にはいたしておりました。ブロック製作等をおわっておりますので、それで、その復旧事業の本格化とあわせて措置したい。それで、これは何メートルの実は海岸堤防をつくるかというふうな話——これは海岸堤防というのには私の直観的な考えでは、ちよつとまあやういう海岸堤防というふうな問題じやなくて、やはり根固めと申しますか、そちらのほうを強化することが必要なんじやないかというふうな考へております。しかし、いずれにしましても、その本格的な復旧工法については調査の結果待ちまして、十分水産庁のほうと連絡をとりまして考へていきたいと思ひます。

○佐藤隆君 これは予算的には海岸予算でできますか。

○政府委員(松村賢吉君) 本格的な復旧につきましては、被災部分につきましては、当然これは災害復旧工事費でやります。それから、ただそれは隣接いたしまして海岸保全事業のあれもついておりますから、これもつぎ込みまして、これは被災箇所じやございせんけれども、そちらのほうも強化していきたいというふうな考へておるわけでございます。

○佐藤隆君 そうすると、結果的には、改良復旧

的なものができるというふうな理解しておいていいわけですか。

○政府委員(松村賢吉君) はい。

○佐藤隆君 四十八年度に事業はしていなかったけれども、事業の準備はしておいたという部分も一部あると、その他の部分もあると、今度被災を受けた部分もあると。それを全部合わせて、結果的にはまあ改良復旧と言つちやいけないのかもしれないけれども、とにかく両方の、災害予算、それから海岸予算を含めたものでやろうとしておる、こういうことでいいわけですか。

○政府委員(松村賢吉君) 現在の災害復旧の考え方自体がこれを改良復旧でございます。再度災害防止という意味で改良復旧をやっていく。しかし被災箇所以外、これのほうの一般の海岸保全事業といたしまして、現在についている分は、つぎ込んでいきたいというふうな考へております。

○佐藤隆君 これは私ちよつとしろつとでわかりませんが、離島振興上の海岸線の整備、そういうものとは関係ありませんか。

○政府委員(松村賢吉君) その離島振興の一環であります海岸保全事業でございます。現在についておりますのは。

○佐藤隆君 わかりました。先ほど企画庁ではえらい前向きな答えをしておられますから、どうかひとつ離島振興予算とも含めて十二分にいいものがで上がるようにひとつお願いをいたしておきたいと思ひます。

それから原因調査について、ちよつと話が前後して恐縮であります。実は三十九年の新潟地震、これとの関係があるのではないかとかといふ、これもまああるいはしろうとの考へ方かも知れませんが、そういうことも言われておるので、水産庁に調査——海底調査については水産庁にまあまあかした形というお話であります。建設省と水産庁だけで話し合つて進められるのかな、というふうな私ちよつとそういう懸念を持つて、その点は中央防災会議に出ておられますので、答弁要りませんが、成り行きによつては、もう少し

し関係省を間口を広げた形で、あるいはお調べをいただかなければいかぬ時期がくるのではないかと感じ申上げて恐縮でありますけれども、それをひとつ、含んでおいていただきたいと思います。

それから、ついでに中央防災に聞いておきますが、現地では、局地激甚の適用を頼むというふうな声があつたわけですが、この間、水産庁、建設省で出かけられた査定官ももうお帰りのはずであります。同僚の関係はどうですか、見通しは。

○説明員(杉岡浩君) お答え申し上げます。

現在、県及び関係省庁から、粟島浦村の被害が報告されておりますが、おもな被害といたしまして、村役場の倒壊、あるいは保育所、あるいは漁港、それから海岸——これは漁港海岸及び建設海岸等でございます。それから村道——大体二十億程度の被害になっておりますが、先生御案内のとおり、局地激甚につきましましては、市町村管理の施設の災害復旧、これが当該市町村の標準税収入を越え、かつ、一億円以上の被害ということになっておるわけでございます。漁港及び海岸につきましては、県管理の事業ということになっております。市町村管理の施設といたしましては、保育所及び村道等でございます。これの被害は大体三千万ぐらいというふうな、現在、県のほうから御報告がきております。したがって、その局地激甚の基準に達するにちよつとむずかしいんじゃないかというふうな、現在、推定しておりますけれども、なお、今後の調査を待つて検討してみたい、こう考へております。

○佐藤隆君 だいぶ時間が、予定の時間よりたつてしましましたから、はしよつてやりますから。そうすると、局地激甚というの、なかなかむずかしいな、という私なりの判断というか、推測をするわけですが、たとえば局地激甚が適用にならなかつた場合の措置、それが十二分にできれば、別に同僚にこだわる必要はないのであつて、そういう意味で——自治省は栗田参事官来て

おられますね、——自治省にもお尋ねをしたり、それから、全部一緒に一本にまとめて質問をいたしますから……。それで終わりに、最後に、総理府に一言だけお聞きして終わりたいと思いますから、御協力を願います。

あそこで、一番、新聞報道でも大きな話題になったのは、高波によって庁舎が——役場が実は海の中にのめり込んだ形になりまして、皆さん御存じのとおりであります。あの庁舎の中に、実は公民館もあれば、粟島浦村の総合開発センターもあれば——これは県管理のものだと思いましたが、それからまた、僻地の出張診療所というものがあれば、また、その庁舎の隣には保育所がある。これもやられておる。こういうことで、保育所あるいは僻地出張診療所のことになりますと厚生省、それから公民館のことになれば文部省、そういうことで、あと総合庁舎を建てることに——もうこれは建て直さなきゃいかぬわけでありまして、そのこと自体についても、これは県とそれから自治省がからんでくるわけでありまして、これ全部一緒にひとつお聞きをいたしますので、各省ごとに一言ずつ、取り組み、こう考えておる、というようなことが、言えれば言っていただければ幸いだと思います。特に、私、お忙しいところを、関係各省庁にこうして出てきていただいたのは、総合庁舎という形で、おそらくこれから復旧しなきゃいかぬのだらうと思います。小さい島でありますから。そうした場合に、やっぱり横の連絡を十二分にとつてやっていただきたいという気持ちがあるからでありまして、そういうことでお尋ねをいたすわけでありまして。

まず、厚生省は保育所を——保育所がだめになったわけでありまして、これをどう指導をされるつもりであるか。現地では、さっそくこの四月から、子供たちの問題でもありますし、仮設のものをとりあえずやったらどうか、というようなことで、見積りをしたら、千二百万もかかるという見積りが出てきたということを、私、聞いています。それじゃ、そんなかかるんだったら、仮

設なんというんじやなくて、本建築のものをやって——その間どっか場所を、仮の保育所を見つけて、そして本建築にすぐとりかかったほうが、むだがないようだというような話も実は漏れ聞いているわけでありまして、そのことについてひとつお聞きしたいし、同時に、僻地の出張診療所、これも大事な施設でございますので、総合庁舎の中に入れるとするならば、どんな形で入れようとか、あるいは総合庁舎の中へ入れる、入れないという話を、どういふふうにご考えておられるのか、そのことをひとつ厚生省からお聞きをしたい。

それから、文部省からは、公民館のことについて、文部省は、社会教育課長さんが出席のようでありまして、どう考えておられるか、ひとつお聞きをしたい。

それから、自治省からは、局激がなかなか適用にならないとするならば、いま言ったような保育所とか、村道なんというものは、これが一体どうなるか、ということが心配をされる。そうなるという勢い総合庁舎にしても、起債という問題が大きい出てくるわけでありまして、この起債の点についてどう考えておられるか。これは具体的に、あつてこなければならぬ、ということではなしに、概略もうわかっておられるわけでありまして、それから、こういう方向でやるよ、というようなお答えをいただければありがたいと思うし、それからこれは四十八年度になりまして、——四十八年度の特交というものはもうすでに終わっております。うすれば四十九年度の特交というところ、四十九年度末になるわけですか。そうすると一年間何かめんどろを見てやるかもしらないが、まあ一年間待てや、ということではなしに、なるべく早く、年度末になれば四十九年度特交としてこの程度見てやることかと思つて、という程度の内示は、早目にひとつ県を通じて言っていたかないと、あるいはたみがないというだけではなしに、ほかの予定が立たなくなるわけですか。そういうことでその特交の問題についてもひとつ自治省から触れていただきたいと思います。起債の問題それから特交

の問題。起債の問題というのは交付税の問題に連してまいります。そういうことで特別の配慮をしなければならぬ、ということについてのお答えをいただければありがたいと思うわけでありまして。

それじゃ、厚生省、文部省、自治省の順でひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(岩佐キクイ君) ただいまの粟島浦村の保育所の流出事故によりまして復旧対策でございますが、ただいまの復旧の關係につきましましては、国庫補助の問題を考へておるところでございます。けれども、具体的に復興計画がどのように進められておるかというふうな問題を検討いたしまして、今後の国庫補助の対象としてまいりたいと思つておるわけでございます。それはたとえば保育所の敷地につきましても、流出あと地というのでは、やはり問題があるわけでございます。新たにこの敷地を求められるのか、そうしてそこにどのような構造のものを建てられるのか、あるいは定員等につきましても、現在入っておりますのは二十八名でございますけれども、もちろんここにおきましては、小規模の三十人の保育所をつくる対象にはなっておりまして、したがって、国庫補助の対象にもなるわけでございます。しかし、今後の全体計画を考へられた場合に、あるいは少し大きなものをつくつて、そうしてその他の子供を入れたいというふうな話も一部現地にありまして、それらに伺つておりますので、それらのものを全部踏まえた上での復旧計画というものを具体的に立てていただいた上で、私どもも積極的に国庫補助の対象としていきたい、このように考へております。

それから、局地激甚災害の指定を受けませんでも、離島振興法あるいは過疎地域特別対策措置法の指定を受けておる地域でございますので、国庫補助につきましましては補助率の高い補助ができるようになっておりますので、対象にならなくとも復旧対策としては考へられるというふうにご考へてお

○説明員(木戸信君) 僻地診療所の再建の点についてお答えをいたします。

粟島浦村の僻地の診療所は、四十六年度に総合庁舎ができましたときに、その中の一部としてできたわけでありまして、そのときに国庫補助をしていただけてございます。僻地診療所の整備につきましましては、従来から僻地診療所の整備という国庫補助を持っていますわけでございます。御要望の点につきましましては、やはり今回の総合庁舎の中に復旧したほうがよろうというふうにご考へておるようでございます。私も、そのように考へておるわけでございます。したがって、できるだけ国庫補助額が多くなるように、どういふ形でいくか、僻地診療所の一般整備でいくか、災害復旧でいくか、いずれにいたしまして、できるだけ国庫補助の額が多くなるように検討したいと、こう思っております。

○説明員(澤田徹君) 粟島浦村の公立公民館でございますが、これは先ほど先生おっしゃいましたように庁舎の一部、二階を使って設置されて、四十六年度に設立されてございます。この被害の状況につきましては、私どものほうでも、調査を依頼しておるわけでございますが、この復旧につきましましては、庁舎の一部ということでございすれば、庁舎全体の復旧にあわせて関係各省ともよく御相談してまいりたいと存じております。なおまた、これを公民館として別個の施設として設けたら、こういうふうな御希望でございます。私どももこの予算の額の範囲で前向きに善処したいと考へております。

○説明員(栗田幸雄君) お答えいたします。

まず起債の問題でございますが、庁舎あるいは保育所、公民館といったようなものにつきましては、単独の災害復旧事業債がございまして、これの適用について十分検討してまいりたい。これが適用になりますと、その元利償還の九五%の三割でございますから二八・五%が普通交付税で措置をされるということになります。当該村の財政に寄与することになるのではないかと、この

それから特別交付税のほうでございますが、いま御指摘のありましたように、四十九年の災害でございまして、四十九年度の特別交付税で考慮するということになります。なるべく早く内示でもできないかということでございますが、全体の特別交付税の額なり、あるいは今後における災害その他の特別の財政事情が、どのようなものが全国的に出てくるか、といったようなこともありまして、なかなか事前に内示をするということとはむずかしい問題でございますが、先生の御趣旨は十分わかりますので、復旧事業を具体的に相談していく段階で、ざくばらんに村なりあるいは新潟県と御相談したいというぐあいと考えております。

○佐藤剛君　まあそれぞれ御丁寧なお答えをいただきましたので、これ以上申し上げませんが、ひとつ調査の結果を待って、一番有利な方法でそれぞれ措置をしていただきたいと思います。

特に 自治省に再度お願いをいたしておきますが、これは内示をすと言ったってなかなか特交なんて年度末に内示をして実施するのに、その前に内示をせいと云ったってなかなか無理でありますから、——私の気持ちほうわかつておられるということでありすからあれですが、何か内示で、ほかの計画から、計画をしたところに漏れたものを救う——漏れているものは年度末に救い得るんだ、というようなことばだけでもあれば、これはもうみんな安心してそういう計画が組めるわけでありすから。そういう意味で、数字は示さなくても、内意を伝えるという方法もございすし、もうおわかりだろうと思ひますので、これ以上申し上げませんが、ひとつよろしくお願いをしておきたいと思ひます。

たいへん予定の時間よりオーバーして申しわけございませんでしたが、とにかくこの粟島浦村では——小さな島ではございますが、標準税収わずか四百万程度の小さな村で二十億からの被害を出してゐる。しかもこれが全部国家財政にたよらざる

を得ないという、こういう大きな被害を受けたしかも第五次漁港整備五カ年計画、その中にあって、たいへんな事態になっておる。こういうことで、実は小さな問題ではありますけれども、こうした国会審議の場で、やはり一応こういうものも取り上げて、一応のお考えをただしておくべきである、こういうことでお伺いをいたしたわけであります。特に関係各省庁、こういうことになりますと非常に多くにわたりますので、中央防災におかれてはひとつ、いまそれぞれも水産庁と建設省はそれぞれ話し合っておる、あるいは離島振興とのかね合い、過疎とのかね合いにおいては、企画庁とそれぞれがまた話し合われることにならる。こういうことで、いろんな横の連絡調整が必かと思いますので、中央防災会議は、やはり局地激甚の適用がなされないとしても、ひとつ、そういう面でのめんどろは見ていただきたい、こう思っておりますが、この種のことについての中央防災の考え方をお聞きして、私の質問を終わります。

○説明員（杉岡浩君） お答え申し上げます。

ただいま佐藤先生の御質問ございましたように、大きな災害だからわれわれ中央防災会議が乗り出して、小さな災害には乗り出さない、ということじゃございませんで、やはり小さな災害でも災害という以上、関係省庁に非常に多岐にわたるということがございます。したがって、小さな災害におきましても、それが完全に復旧されるということを主眼点にいたしまして、われわれ絶えず関係省庁と連絡をとり合いながらその復旧に万全を期してまいりたいという覚悟であります。

○委員長(初村瀧一郎君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散會

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

九日本委員会に左

第八部 農林水産委員会會議錄第十四号 昭和四十九年四月二日 【参議院】

[illegible]

一、畜産危機の打開に関する請願（第二〇〇）

一号)(第二〇〇二号)(第二〇〇三号)(第二〇

○四号)(第二〇〇五号)(第二〇六九号)(第二

[illegible]

二号)(第二一九号)(第二九九号)(第二三

〇〇号)(第二三三二号)(第二三三三号)(第二

三七二号)(第二四一〇号)(第二四一七号)(第

二四三三三)

一、畜産危機突破に関する請願(第二〇六七号)(第二〇六八号)(第二一五二二号)

一、飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願(第二〇七七号)

一、畜産危機打開のための緊急対策に関する請願(第二〇九〇号)

一、昭和四十九年度加工原料乳保証価格、豚肉安定基準価格及び鶏卵基準価格の大幅引上げ等に関する請願(第二二七号)(第二二七八号)

一、畜産危機打開のための施策に関する請願(第二二五六号)(第二二七九号)(第二三四〇号)

一、飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願(第二一七〇号)(第二一八七号)

一、畜産危機打開のための諸施策に関する請願(第二一八三三号)

一、昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願(第二二二四号)(第二三三四号)

一、畜産危機打開のための緊急対策に関する請願(第二二二九号)(第二三三〇号)(第二三五一号)(第二三五二号)(第二三五三三号)

一、昭和四十九年度産てん菜最低生産者価格に関する請願(第二三三八号)

一、昭和四十九年度加工原料乳保証価格に関する請願(第二三三九号)

第一九八八号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 岡山市藤原光町三ノ三ノ四 末森二郎外二千五百十四名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九八九号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 三重県名張市下比奈知二、一五九

福田和生外八百七十一名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九九六号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(九通)

請願者 兵庫県美方郡浜坂町浜坂一、九八八 中村昭彦外二千四百四十三名

紹介議員 堀木 又三君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九九七号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(六通)

請願者 兵庫県三原郡三原市青木一八ノ一 三原郡農業協同組合長 古川智博 外千八百九名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第一九九八号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 香川県三豊郡山本町大字大野四六〇ノ二 山本農業協同組合長 原正雄外十六名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇〇六号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(三通)

請願者 長崎県南高来郡吾妻町大木場名白山常吉外七十名

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇〇七号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 徳島県美馬郡貞光町字東浦二七貞 光町農業協同組合長 長田幸男外九十五名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇六〇号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(四十二通)

請願者 山形県西置賜郡飯豊町大字萩生五二八飯豊町農業協同組合長 渡部新二外三千二百名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇六一号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 福島県伊達郡桑折町字敷内二四 佐藤貞治外八百八十五名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇六二号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(七通)

請願者 新潟県北魚沼郡小出町大字小出島二三八小出町農業協同組合長 中村太郎外二千八百三十五名

紹介議員 原 健男君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇六三三号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(九通)

請願者 新潟県新井市大字四升田 横尾英雄外六千六百十二名

紹介議員 塚田 十一郎君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇六四号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 長崎県北高来郡森山町本村 松尾茂外四百四十五名

紹介議員 初村 龍一郎君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇六五号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(七通)

請願者 山口県徳山市大字須万二、五五一 河村隆夫外二千三百三十一名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇六六号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 岡山県津山市上田邑三九五 水島勘一外千八百四十二名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇八〇号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 群馬県甘楽郡南牧村大字大日向一、五〇六ノ一 南牧村農業協同組合長 市川樅太郎外五千二百八十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇八二二号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 福井県坂井郡三国町三国三町農業協同組合長 村上保外四百四十六名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二〇九一〇号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(十通)

請願者 島根県仁多郡横田町大字横田一、〇九四ノ三 横田町農業協同組合長 堀江圭一外千五百名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二二二九号 昭和四十九年三月十六日受理

畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 徳島県麻植郡鳴島町山路一、〇七

七森山農業協同組合長 後藤千一

外八百八十七名

紹介議員 小笠 公昭君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一三〇号 昭和四十九年三月十六日受理

畜産危機打開に関する請願(五通)

請願者 兵庫東城崎郡日高町久田谷 安岡

四郎外八百五十七名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一三二一号 昭和四十九年三月十六日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 福井県大飯郡大飯町本郷 猿橋貢

一外六百二十六名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二二五一号 昭和四十九年三月十六日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 佐賀市神野町字一本松三三〇ノ一

佐賀県農協中央会内 香月熊雄外

三千九百十八名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二二五九号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ三ノ五滋賀

県農業協同組合中央会会長 大森

正章外千四百四十三名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六〇号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市山名町六〇六高崎市

多野八幡農業協同組合長 今井安

太郎外四百八十三名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六一号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 長崎市江平町六ノ三二 江頭徹外

三千六十九名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六二号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 三重県一志郡雄野町大字須賀一、

四四九ノ一二雄野町農業協同組合

長 飯田正郎外二百二十七名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六三号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 三重県一志郡一志町大字波瀬五、

三三一 杉山英一外千三百六十名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六四号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 三重県一志郡一志町大仰向 上田

清義外七十一名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六五号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 三重県松阪市岡本町七〇二ノ一

山際源司外五十三名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六六号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 三重県員弁郡北勢町大字南中津原

堀田勇一外二百五十五名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六七号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 三重県多気郡大台町下楠二一八

堀江和久外千二百七十八名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六八号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 徳島県西予郡神山町神領神領農業

協同組合長 西川重雄外二百五十

六名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一六九号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 三重県度会郡南島町豊浦五九ノ一

鶴倉農業協同組合長 田中幹三外

二十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一七八号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 徳島県勝浦郡上勝町旭 森西賢治

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一八九号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願(六通)

請願者 福井県鯖江市桜町二丁目 山田伝

助外千二百八十九名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一九〇号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 大分県宇佐郡安心院町下毛一、七

六九 生野昌徳外百七十四名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一九一号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願(四通)

請願者 山口市大字仁保上郷 兼村晴定外

八百五十九名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一九二号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願(七通)

請願者 新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田

一八ノ一田上町農業協同組合長

島山光榮外三千九百七十九名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二一九七号 昭和四十九年三月十八日受理

畜産危機打開に関する請願

請願者 長崎県福江市大荒町一、二〇二

赤尾岩美外二千四十名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三二二号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 東京都西多摩郡瑞穂町二本木九三
二 古谷清二外千四百四十五名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三一号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県渡会郡南島町東宮 松葉恭
一外三百七十二名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三二号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 徳島県三好郡池田町マチニ、五三
八池田町農業協同組合長 谷口薫
外六十一名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三三号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県三重郡菟野町大字諏訪一、
九一四 小崎康三外八十七名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三四号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 徳島県阿波郡市場町興崎 河野重
男外百二十七名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三五号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 徳島県那賀郡羽ノ浦町農業協同組
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

合長 武田久男外五十四名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三六号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡須玉町大蔵 塩野
哲夫外二十二名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三七号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 福島県伊達郡桑折町字敷内二四
佐藤勝利外百五十五名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三七号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願(十二通)
請願者 三重県阿山郡大山田村猿野 林長
治郎外二百一十一名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三八号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願(五十四通)
請願者 静岡県磐田市市泉六〇四ノ一磐田
市農業協同組合長 神谷啓一外六
千七百二十五名
紹介議員 斎藤 寿夫君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三六九号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願(二通)
請願者 山口県玖珂郡美和町大字金ヶ原
藤井頼人外三十九名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三二二号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 徳島県阿波郡市場町大字上喜来字
田中六一四外侯農業協同組合長
水田文夫外百七十六名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三三三号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 茨城県久慈郡水府村和久五九 和
田巖外二千五百名
紹介議員 森 元次郎君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三三四号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県員弁郡大安町字梅戸六一八
門脇良一外四十八名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三五五号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県松阪市西野町 三井茂外百
二名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三五六号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県松阪市西野町一、三八七
福田勘四郎外六十二名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三五七号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

請願者 三重県松阪市西野町一、五五二
笠木治郎外二十七名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三五八号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県一志郡三雲村大字笠松一八
〇 前田豊太郎外七十六名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三五九号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県一志郡三雲村大字星合五三
七 野田耕一郎外六十二名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三六〇号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県員弁郡北勢町川原一、八二
一 近藤敷外六十二名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三六一号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県一志郡一志町大字井関八三
一 上出順一郎外四十六名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二三六二号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開に関する請願
請願者 三重県一志郡一志町波瀬 藤岡弘
志外七十一名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

協同組合長 黒田武雄外三千百十
五名
紹介議員 木内 四郎君

畜産経営は、配合飼料等生産資材価格の暴騰と畜産物価格の低迷により、崩壊の危機に直面している。この危機を突破し、安心して経営できる政策を早急に確立するよう、次の事項を実現されたい。

一、飼料の値上がりによる生産者の負担を軽減するため、飼料の価格補てん、政府操作飼料の大量低廉売却等の措置を講ずること。
二、牛肉、豚肉等の輸入の緊急抑止と、在庫の売却調整を図ること。
三、再生産と所得を確保するため、畜産物政策価格を大幅に引き上げ、加工原料乳保証価格は八十八円四十三銭、豚肉安定基準価格は五百二十四円とすること。

四、緊急特別融資措置を実施し、制度資金の返済期限の延長措置を講ずること。

第二〇〇号 昭和四十九年三月十五日受理
飼料値上がり等による畜産危機打開に関する請願

請願者 長野県大町市大字大町三、〇九一
ノ一 大北農業協同組合長 清水漸
外二百九十七名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一五七号 昭和四十九年三月十八日受理
飼料値上がり等による畜産危機打開に関する請願
(二通)

請願者 長野県南佐久郡小海町大字小海
三、〇六六 黒沢今朝人外百七十七名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二二七一号 昭和四十九年三月十九日受理
飼料値上がり等による畜産危機打開に関する請願

請願者 長野県上田市大手二ノ三ノ三上田
市農業協同組合長 清水清外六百
六十名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二三九八号 昭和四十九年三月二十日受理
飼料値上がり等による畜産危機打開に関する請願

請願者 長野県南佐久郡八千穂村大字畑六
六九畑八農業協同組合長 井出幸
衛外五百八名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二一五八号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機打開に関する請願(三通)

請願者 群馬県高崎市石原町二七四高崎
市片岡農業協同組合長 片山宗平外
千六百二十六名
紹介議員 高橋 邦雄君
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第二〇〇一号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡上里町大字帯刀四一
八 入貞治外十八名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇〇二号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 静岡県小笠原郡大東町川久保七一五
赤堀俊平外二十一名
紹介議員 斎藤 寿夫君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇〇三号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 群馬県群馬郡箕郷町大字西明屋七

〇一ノ八 守谷栄一外十名
紹介議員 高橋 邦雄君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇〇四号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(三通)

請願者 長崎市敏刈郷一〇七 渡辺隆行外
三十二名
紹介議員 中村 慎二君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇〇五号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市桔梗町二〇六 川井
藤五郎外十六名
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇六九号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(三通)

請願者 北海道中川郡中川町 石田兼吉外
二十九名
紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇七〇号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 奈良県五条市北山町 阪上龍平外
七名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇七一号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願

請願者 千葉県安房郡丸山町安馬谷三、三
〇四 結繩利雄外十九名
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

畜産危機打開に関する請願(三通)
請願者 北海道野付郡別海町豊原 妻沼忠
一外二十七名
紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇七三三号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 茨城県西茨城郡岩間町新渡戸 箱
田森次外十七名
紹介議員 竹内 藤男君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇七四号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 茨城県東茨城郡茨城町小鶴一、八
五〇 桜井俊男外十九名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇七五号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(三通)

請願者 愛媛県大洲市高山甲五八 谷内福
太郎外二十九名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇七六号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 山形県尾花沢市大字正蔵六五七
阿部佳彦外十九名
紹介議員 星野 重次君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇七九号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機打開に関する請願(二通)

請願者 埼玉県川越市大字天沼一〇〇 田
幡松次郎外十七名
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇八八号 昭和四十九年三月十五日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 広島県安芸郡能野町 伊藤実雄外
十名

紹介議員 中津井 真君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三二号 昭和四十九年三月十六日受理
畜産危機の打開に関する請願(四通)

請願者 群馬県安中市下秋間二、五五一
多胡文男外三十九名

紹介議員 高橋 邦雄君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三三三号 昭和四十九年三月十六日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 北海道紋別郡興部町北興一区 遠
藤主計外九千四百七十二名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三四四号 昭和四十九年三月十六日受理
畜産危機の打開に関する請願(二通)

請願者 愛媛県東予市玉之江 丹下秋蔵外
十七名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三六六号 昭和四十九年三月十六日受理
畜産危機の打開に関する請願(二通)

請願者 京都府久世郡久御山町栄三ノ一ノ
一〇七 森地繁夫外十五名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三七七号 昭和四十九年三月十六日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 佐賀市西与賀町屋外西 三池大湖
外二百六十四名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三八八号 昭和四十九年三月十六日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡庄和町字米島一、
一八三 山崎幸夫外三百三十八名

紹介議員 中村 利次君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三九九号 昭和四十九年三月十六日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 静岡県藤枝市与佐エ門四三六 原
田修外二百八十七名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二七一一号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願(四通)

請願者 福岡県筑後市筑後市農業協同組合
長 近藤俊勝外四十三名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二七二二号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願(三通)

請願者 滋賀県草津市大路二丁目 岡田重
信外三百八十一名

紹介議員 河本喜久蔵君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二七三三三号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 高知県香美郡香我美町山北二、五
三六 藤田三郎外九名

紹介議員 棚辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二七四四号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 京都府加佐郡大江町字日藤 加藤
広巳外二十九名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二七五五号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町蔵波 中村
高明外二十九名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二七六六号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 千葉県匝路郡光町新井 森喜久夫
外二十四名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二八四四号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡家町 平木正男外
九名

紹介議員 小林 国司君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二八五五号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 岐阜県関市倉知一、一六八 安田
一二外八名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二八六六号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 千葉県山武郡芝山町宝馬九五 橋

本節外九名
紹介議員 佐藤 一郎君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二一五五号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 神奈川県平塚市北金目一、六六五
熊沢利江外八百三十四名

紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二二五五号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願(二通)

請願者 北海道稚内市沼川字川西 佐々木
次作外十九名

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二二六六号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機の打開に関する請願(五通)

請願者 北海道名寄市字智恵文模範林大沢
農耕地 田中周平外千六百四十名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三三八号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 福岡県田川市西区奈良田川農業協
同組合長 身吉積外六十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二一二三三九号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願

請願者 群馬県群馬郡箕郷町矢原五ノ五
堀内重二外四十名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四〇号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 奈良県天理市丹波市町三 島田二
郎外三十六名
紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四一号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 宮城県桃生郡河南町広瀬字町一九
三 佐々木利平外三十九名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四二号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 兵庫県美方郡村岡町萩山九二 西
村健蔵外四十九名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四三号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 京都市北区紫竹東大門町四一 前
川寿信外三百一名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四四号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 京都府宇治市広野町中島二六ノ三
吉田秀雄外二十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四五号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 京都府福知山市宇観音寺 大槻八
郎外三十九名

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。
紹介議員 村田 秀三君

第二四六号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 京都府船井郡丹波町富田 田中慶
紀外八十三名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四七号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 長崎市出島町一ノ二〇 松本英徳
外二十二名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四八号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 千葉県君津市大井戸一、五六六
鈴木弘外二十八名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四九号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願(二通)
請願者 京都府舞鶴市宇朝来中 吉田滋外
十九名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五〇号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願(二通)
請願者 千葉県山武郡九十九里町片貝一、
四九八 今関源八郎外十七名
紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五二四号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 香川県大川郡大内町水主四、二二
五 大森忠實外八名
紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五五号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 山口県玖珂郡周東町大字下久原
一、三三五 奈原敏夫外十名
紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五六号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願(二通)
請願者 青森県弘前市大字和徳二三ノ八
杉沼謙吉外十八名
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五七号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡船岡町船岡 鎌谷広
治外九名
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五八号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 石川県加賀市中代町 西出宗一外
二十名
紹介議員 嶋崎 均君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五九号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 鳥取県岩美郡岩美町大谷 奥田鶴
雄外十名
紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。
第二三二六号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機の打開に関する請願(二通)
請願者 栃木県下都賀郡都賀町大柿 石川
長一郎外十六名
紹介議員 矢野 登君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四一号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 岐阜市今小町岐阜県農業協同組合
中央会内 伊東桂外三十名
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四二号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 岐阜県羽島市中町城屋敷 戸谷
英男外二十五名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四三号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 岐阜県郡上郡明方村気良 奥村保
正外三十二名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四四号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 青森県南津軽郡田舎館村大字畑中
阿保忠男外三十四名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四五号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機の打開に関する請願
請願者 京都府福知山市宇観音寺 大槻八
郎外三十九名

請願者 鹿兒島県肝属郡田代町三、六〇六

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四六号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 宮城県黒川郡大衡村駒場字坂下三

〇 鈴木一外二十六名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四七号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 宮城県伊具郡丸森町小高字北町場

五 高野正道外二十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四八号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 宮城県加美郡中新田町下新田字風

張四 木村秀寿外四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四九号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 愛知県豊明市阿野町寺内三一 稲

垣武則外四十九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五〇号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 京都府船井郡丹波町富田 田中慶

紀外五十八名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三九七号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 石川県鹿島郡中島町字崎山 福井

八郎外一名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四一五号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 和歌山市美園町五丁目和歌山県農

協中央会内 海堀義夫外九名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四一六号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 神奈川県平塚市長持三三二 角田

幸雄外九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四二六号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 神奈川県平塚市四之宮九九三ノ二

西久保宜道外三百八十五名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二四三四号 昭和四十九年三月二十日受理

畜産危機の打開に関する請願

請願者 愛知県高浜市吉浜町前久伝西二ノ

一 古橋謙三外八名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二〇〇八号 昭和四十九年三月十五日受理

飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願(六十一通)

請願者 愛媛県松山市二番町四ノ七ノ五松

山市農業協同組合長 有光政時外
四千三百九十名

紹介議員 松垣徳太郎君

畜産経営は、配合飼料等生産資材価格の暴騰と畜産物価格の低迷により、崩壊の危機に直面している。この危機を突破、安心して経営ができる政策を早急に確立するよう、次の事項を実現されたい。

一、飼料の値上がりによる生産者の負担を軽減するため、飼料の価格補てん、政府操作飼料の大量低廉売却等の措置を講ずること。
二、牛肉、豚肉等の輸入の緊急抑止と、在庫の売却調整を図ること。
三、再生産と所得を確保するため、畜産物政策価格を大幅に引き上げ、加工原料乳保証価格は一キログラム当たり八十八円四十三銭、豚肉安定基準価格は一キログラム当たり五百二十四円(上物五百六十八円)、鶏卵買い上げ価格は一キログラム当たり二百八十六円とすること。

四、緊急特別融資措置を実施し、制度資金の返済期限の延長措置を講ずること。

第二〇〇九号 昭和四十九年三月十五日受理

畜産危機の打開対策に関する請願(四十八通)

請願者 青森県南津軽郡藤崎町大字葛野字

岡元一ノ一藤崎農業協同組合長

小笠原盛外二千三百七十七名

紹介議員 寺下 岩蔵君

畜産危機打開のため、早急に次の事項の実現を図られたい。

一、飼料値上がり等による生産者負担の軽減を図るため、飼料の価格補てん、政府操作飼料大量低廉売却などの措置を講ずること。
二、牛肉、豚肉等の輸入の緊急抑止と、在庫の売却調整を図ること。
三、牛乳、食肉、鶏卵の政策価格の大幅引上げを図ること。
四、緊急特別融資措置の実施と制度資金の返済期限の延長を図ること。

五、牛肉等価格安定制度の確立を図ること。
六、飼料価格安定のため長期技術対策の樹立を図ること。

理由

一昨年以来の国際情勢の急変から、配合飼料価格は、ここ一年間で約二倍に高騰し、そのほかの生産資材もかつてない値上がりをしていっているのに、畜産物価格は輸入の圧迫、政府の低価格政策などにより低迷を続け、わが国の畜産経営は崩壊の危機に陥っている。世界的食糧不足にかんがみ、食糧自給度の向上を図ることが急務であり、国民食糧の安定供給は国政の緊急課題である。

第二二七八号 昭和四十九年三月十九日受理

畜産危機打開対策に関する請願(五十九通)

請願者 青森県五所川原市字岩木町一二五

所川原市農業協同組合長 開米佐

太郎外二千九百九十名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇四〇号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(十八通)

請願者 埼玉県北埼玉郡川里村大字屈葉

二、二七二川里村農業協同組合長

関口一外二百七十七名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四一号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県小県郡長門町長門町長 小

林茂夫外二百二十八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四二号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県上水内郡信州新町 宮尾善治外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四三号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十五通)

請願者 愛知県知多郡美浜町大字奥田字北側二九ノ一美浜農業協同組合長

前田健夫外二百七十四名

紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四四号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(四通)

請願者 千葉県香取郡多古町多古五八四多古町長

宇井井外五十八名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四五号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大字東門前三七九七里農業協同組合長

野崎正光外二百九十四名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四六号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(十九通)

請願者 香川県高松市岡本町一、六一五堀川忠一郎外百九十四名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四七号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県阿武郡むつみ村大字吉部下三、三〇五吉部農業協同組合長

金子頼助外二十六名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四八号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県玖珂郡由宇町三、八三六下野忠一外九名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇四九号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県塩尻市大門機敷二三七ノ二塩尻市農事放送農業協同組合長

柳沢茂樹外百名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇五九号 昭和四十九年三月十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷一、八五〇ノ六東彼杵町有線放送電話協会会長

松尾関市外百十五名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二〇七号 昭和四十九年三月十六日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(三十八通)

請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町三ヶ日八八五三ヶ日町農業協同組合長

藤井 榮市外九百七十八名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二一〇八号 昭和四十九年三月十六日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県更埴市大沢打沢一六壇生杭瀬下農事放送農業協同組合長

金井勇外百七十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二一〇九号 昭和四十九年三月十六日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県小県郡東部町東部町長

百瀬豊善外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二一一〇号 昭和四十九年三月十六日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県小野田市高須 森本嶺外十名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二一四〇号 昭和四十九年三月十六日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(六通)

請願者 京都府宮津市字喜多一、二二四上野次朗外五十九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二一四一号 昭和四十九年三月十六日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県熊毛郡熊毛町大字八代九二二山本清治外十名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二一九八号 昭和四十九年三月十八日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県長門市俵山俵山農業協同組合長

山本茂外九名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二一九九号 昭和四十九年三月十八日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県小県郡長門町長久保一、五〇一河合一男外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十九年三月十八日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 富山市新緑曲輪二ノ二富山農業協同組合中央会会長

吉田実外三十六名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十九年三月十八日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(十一通)

請願者 福島県相馬郡鹿島町横手字川原一

第二二七号 昭和四十九年三月十六日受理
昭和四十九年度加工原料乳保証価格、豚肉安定基準価格及び鶏卵基準価格の大幅引上げ等に関する請願(二十八通)

請願者 岩手県東盤井郡東山町長坂字西本町五四ノ一 鈴木正男外二千九百九十三名

紹介議員 増田 盛君

配合飼料の大幅値上りをはじめ、生産資材の異常な高騰、加えて畜産物政策価格は極めて低位に置かれるなど、畜産はまさに崩壊の危機に直面しているから、昭和四十九年度加工原料乳保証価格、豚肉安定基準価格等の決定にあたり、早急に次の事項を実現されたい。

一、配合飼料の大幅値上りによる生産者負担を軽減するため、飼料価格補てんと政府操作飼料の大量低廉売却の緊急措置をとること。

二、緊急事態を適正に反映し、再生産と所得が確保されるよう、加工原料乳保証価格を一キログラム当たり九十円、豚肉安定基準価格を一キログラム当たり六百元(上物六百六十円)、鶏卵基準価格を一キログラム当たり三百五十円と決定すること。

三、牛肉、豚肉の輸入緊急抑止と在庫の売却調整、ならびに液卵公社に対する大幅な財政援助による買入能力の拡充を図ること。

四、国内飼料穀類の技術的増産施策及び飼料価格安定のための長期的抜本対策の樹立を図ること。

五、緊急特別融資措置の実施と制度資金の返還期間の延長を図ること。

第二二七八号 昭和四十九年三月十八日受理
昭和四十九年度加工原料乳保証価格、豚肉安定基準価格及び鶏卵基準価格の大幅引上げ等に関する請願(三十七通)

請願者 岩手県遠野市上郷町坂沢一三ノ二 九 佐々木国雄外二千八百九十八

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

第二二五五号 昭和四十九年三月十八日受理
畜産危機打開のための施策に関する請願

請願者 宮城県玉造郡鳴子町大口字川渡三二ノ三 藤島保郎外四十五名

紹介議員 戸田 菊雄君

世界的な穀類価格の暴騰、円の実質的な切り下げ、海上運賃及び包装資材等の高騰による配合飼料価格の値上りのため、畜産農家の経営は破滅寸前に追い込まれており、加えて畜産物の価格は、輸入の圧迫、政府の低価格政策などによって低迷を続け、このまま推移すれば国の畜産は再起不能に陥るので、この危機を打開するため、次の事項の実現を図られたい。

一、配合飼料価格がこの一年間で二倍近い値上りとなったので、生産農家の負担を軽減させるため、国庫による価格補てん及び政府手持ちの操作飼料を大量に安い価格で放出すること。

二、牛肉、豚肉の輸入が国内価格を圧迫しているのを、輸入を抑制するとともに、既に輸入した在庫分の売却は集中して行わないよう調整すること。

三、畜産物政策価格の算定方式、算定方法は、畜産農家の実情を正しく反映していないので、再生産と所得を確保できるよう抜本的に改めるとともに、著しい経済変動があつた場合は、年度内改定を実施できるようにすること。

四、加工原料乳保証価格、豚肉基準価格を大幅に引き上げること。

五、肉用牛の価格が低迷しているのを、行政指導を加えるとともに、生産振興施策を拡充すること。

六、液卵公社の鶏卵買上げ価格を大幅に引き上げるとともに、買上げ数量の拡大を図ること。

七、緊急特別融資措置の実施と制度資金返済期限の延長を図ること。

第二二七九号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開のための施策に関する請願

請願者 宮城県加美郡色麻村吉田字内屋敷三 早坂周弥外七十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二二五五号と同じである。

第二三四〇号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開のための施策に関する請願

請願者 宮城県遠田郡小牛田町素山一小牛田町農業協同組合長 宮嶋正雄外三百八十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二二五五号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十九年三月十八日受理
飼料値上り等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡夜須町大字東小田一、六五三夜須農業協同組合長 中野敷外二百一十一名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二八七号 昭和四十九年三月十八日受理
飼料値上り等による畜産危機の打開に関する請願(四通)

請願者 富山県西礪波郡福岡町下妻三七四福岡町農業協同組合長 荒野太作外八百四十一名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

紹介議員 後藤 義隆君
畜産経営の安定、国民食糧安定確保のため、次の事項を早急に確立されたい。

一、トン当たり一万一千円の飼料値上げによる生産者負担の軽減を図るため、飼料の価格補てん、政府操作飼料の大量低廉売却等の措置を講ずること。

二、牛肉、豚肉等の輸入抑止と在庫の売却調整を図ること。

三、再生産と所得を確保するよう畜産物政策価格の算定方式、方法を抜本的に改めるとともに、著しい経済変動に際して年度内改定を実施すること。

四、加工原料乳保証価格、乳製品安定指標価格、基準取引価格の大幅引き上げと還元乳奨励策の即時中止、市乳化促進措置を講ずること。

五、豚肉安定価格の大幅引き上げと肉用牛生産振興施策を拡充、継続すること。

六、液卵公社の鶏卵買上げ価格の大幅引き上げと買入数量の拡大を図ること。

七、緊急特別融資措置と制度資金の返済期限の延長を図ること。

第二二二四号 昭和四十九年三月十八日受理
昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願(六通)

請願者 北海道斜里郡小清水町字小清水小清水町農業協同組合長 白井雄一外四千二百五十三名

紹介議員 河川 陽一君

昭和四十九年度加工原料乳保証価格、豚肉安定基準価格、液卵公社買入価格等に関し、次の事項を実現されたい。

一、加工原料乳保証価格は、生産費並びに所得を補償するようキログラム当たり八十八円四十三銭以上とすること。

二、豚肉安定基準価格は、キログラム当たり五百六十八円以上とすること。

三、液卵公社買入価格は、キログラム当たり二百

八十六円以上とし、買入数量を大幅に拡大すること。

第二三三三九号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開のための緊急対策に関する請願
請願者 北海道士別市多寄町三四線西四号
清川一子外二千二百四十名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二二九号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開のための緊急対策に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町黒川農業協同組合長 中山末義外百七十六名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第二〇九〇号と同じである。

第二二三〇号 昭和四十九年三月十九日受理
畜産危機打開のための緊急対策に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字狩尾一、三九七ノ一尾ケ石農業協同組合内 田中金次外二百四十八名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二〇九〇号と同じである。

第二三五一号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開のための緊急対策に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町黒川一、四八四黒川第一農業協同組合長 甲斐 亀敏外五十名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二〇九〇号と同じである。

第二三三三九号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開のための緊急対策に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字二一七阿蘇町中部農業協同組合長 松本進 外百十三名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二〇九〇号と同じである。

第二三三三九号 昭和四十九年三月二十日受理
畜産危機打開のための緊急対策に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町内牧農業協同組合長 吉田貢外六百四十一名

紹介議員 前川 亘君
この請願の趣旨は、第二〇九〇号と同じである。

第二三三八号 昭和四十九年三月二十日受理
昭和四十九年度産てん菜最低生産者価格に関する請願
請願者 札幌市中央区北三条西六丁目北海 道議会議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君
昭和四十九年度産てん菜最低生産者価格の決定に当たっては、本道畑作農業の実態と、現在の経済情勢等を十分勘案し、農業団体等要望するトン当たり一万五千円の最低生産者価格の実現を期するよう強く要望する。

理由

てん菜は、寒冷地畑作農業確立のため基幹作物として重要な地位を占めている。一方、最近における砂糖の国際価格は、国際需給のひつ迫を背景に高騰を続け、このため国内産糖の自給率の向上がいつそう緊急課題となつていく。特に、てん菜は、わが国における甘味資源作物として重要欠くべからざる役割を果たしている。しかし、最近における農業生産諸資材並びに労働賃金等の高騰は、経営を著しく圧迫して、生産者にてん菜耕作に対する不安感を抱かせ、生産意欲の減退を招き、このまま推移すれば、本年の作付け面積は大幅な減少を余儀なくされるものと懸念される。

第二三三三九号 昭和四十九年三月二十日受理
昭和四十九年度加工原料乳保証価格に関する請願
請願者 札幌市中央区北三条西六丁目北海 道議会議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君
昭和四十九年度加工原料乳保証価格の決定にあたっては、北海道酪農の実態を勘案し、農業団体が要望する保証価格の実現が期せられるようにされたい。

理由

近年、酪農諸情勢の急激な変化に伴い酪農家の減少、乳牛飼養頭数及び生乳生産量は、極度の停滞傾向を呈しており、特に昨年の生乳生産量は前年に対して、一・四パーセントの増加にとどまり憂慮すべき事態に直面している。また、最近における濃厚飼料をはじめとする生産資材価格、労賃等の高騰は、現行の低乳価をもつて対応できず、経営を著しく圧迫し、合理化、近代化に努力しても収益性の向上を図り得ない。

昭和四十九年四月二十二日印刷

昭和四十九年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Z